

官報

号外

昭和三十三年十二月二十二日

○第三十七回 参議院會議録第八号

昭和三十三年十二月二十二日(木曜日)
午後一時三十六分開議

議事日程 第八号

昭和三十三年十二月二十二日

午前十時開議

第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院送付)

第三 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第七 公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 公立文教施設整備予算増額に関する請願

第九 信州大学医学部附属病院建設施行に関する請願

第一〇 熊本県の学校給食用牛乳の補助割増増加に関する請願

第一一 特殊教育振興充実に関する請願

負担に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 公立文教施設整備予算増額に関する請願

第九 信州大学医学部附属病院建設施行に関する請願

第一〇 熊本県の学校給食用牛乳の補助割増増加に関する請願

第一一 特殊教育振興充実に関する請願

第一二 特殊学校寄宿舎勤務職員の勤務条件改善等に関する請願

第一三 愛媛大学工学部の統合整備等に関する請願

第一四 新潟大学教育学部校舎改築促進に関する請願

第一五 福岡県玄海町立岬小学校の防音施設施工に関する請願

第一六 滋賀刑務所移転促進に関する請願

第一七 大分地方裁判所庁舎改築促進に関する請願

第一八 裁判所法附則第三項改正に関する請願(十五件)

第一九 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案

第二〇 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

第二一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

第二二 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

一、日程第二 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第三 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、日程第七 公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案

一、昭和三十三年度分の地方交付税の特例に関する法律案

一、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

一、昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

一、海外経済協力基金法案

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

一、日程第八乃至第十五の請願

一、日程第十六乃至第十八の請願

一、郵便物運配解消に関する請願

一、水害を受けた市町村に対する起債の特例措置の請願外二件の請願

一、北海道開発審議会委員の選挙

一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、昭和三十三年度一般会計予算補正(第一号)

一、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第一号)

一、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

一、総理府設置法の一部を改正する法律案

一、厚生年金還元融資による勤労者住宅建設促進の請願外十三件の請願

一、水資源開発関係予算に関する請願外四件の請願

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願外二十四件の請願

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

後藤 義隆君

小沢久太郎君

平井 太郎君

原島 宏治君

木暮武太夫君

林田 正治君

大森 創造君

村松 久義君

小山邦太郎君

田中 茂徳君

中尾 辰義君

山本 杉君

白井 勇君

佐野 廣君

津島 壽一君

仲原 善一君

塩見 俊二君

前田佳都男君

武内 五郎君

向井 長年君

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 木暮武太夫君 津島 壽一君 白井 勇君 中尾 辰義君 後藤 義隆君 山本 杉君 武内 五郎君 堀見 俊二君 前田佳都男君 佐野 廣君 原島 宏治君 林田 正治君 仲原 善一君 田中 茂穂君 小沢久太郎君 平井 太郎君 村松 久義君 小山邦太郎君 大森 創造君 基 政七君 向井 長年君 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。	議院運営委員 基 政七君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 木暮武太夫君 津島 壽一君 白井 勇君 中尾 辰義君 後藤 義隆君 山本 杉君 武内 五郎君 堀見 俊二君 前田佳都男君 佐野 廣君 原島 宏治君 林田 正治君 仲原 善一君 田中 茂穂君 小沢久太郎君 平井 太郎君 村松 久義君 小山邦太郎君 大森 創造君 基 政七君 向井 長年君 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。	昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案可決報告書 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案可決報告書 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案可決報告書 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書 文教委員会請願審査報告書第一号 法務委員会請願審査報告書第一号 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案 四国地方開発促進法の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 中国地方開発促進法案 北陸地方開発促進法案 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律 中国地方開発促進法 北陸地方開発促進法 四国地方開発促進法の一部を改正する法律 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律	関する法律の一部を改正する法律 同日議院において採択した国鉄貨物駅の集約化反対に関する請願外百七十件の請願は、即日これを内閣に送付した。 同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左の通り選任し、且つ予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。 裁判官弾劾裁判所裁判員 松永 東君 花村 四郎君 綾部健太郎君 佐々木秀世君 伊藤 五郎君 木原津與志君 山中日露史君 同予備員 第一 丹羽 兵助君 第二 田中 榮一君 第三 畑 和君 第四 上村千一郎君 同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員及び同予備員を左の通り選任し、且つ予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。 裁判官訴追委員 伊藤 郷一君 高橋 英吉君 牧野 寛素君 森田重次郎君 尾関 義一君 林 博君 細田 義安君 坂本 泰良君 飛鳥田一雄君 黒田 壽男君	同予備員 第一 金丸 信君 第二 倉成 正君 第三 小松 幹君 第四 渡邊 本治君 第五 坪野 米男君 同日内閣から、九州地方開発審議会委員である左記の者は同日付をもつて同委員を辞任したので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。 記 参議院議員 林田 正治 同日内閣総理大臣から議長宛、防衛庁防衛局長加藤陽三君外二名（昨二十日議長承認のとおり）を第三十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 ○議長（松野鶴平君） これより本日の会議を開きます。 日程第一、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案 日程第二、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付） 以上両案を一括して議題とすること に御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」 ○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長杉山昌作君。
--	--	---	--	---	---

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者が、その生産した昭和三十五年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十五年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十六年二月二十八日までに政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十五年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計

額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十五年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十五年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十五年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十五年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十五年十一月一日から昭和三十六年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「額ハ通シテ最高四千四百億円トス」を「限度額ニ付テハ予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ經ベシ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 たいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十五年産米穀について、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、従来と同様にその売り渡し所得について一石当たり平均千四百円を非課税としようとするものであります。

本委員会の審議におきましては、米価政策に対する政府の基本的な考え方、総合的な農民の税負担のあり方等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計がその負担において資金の借り入れをすることができ、限度額は、現在四千四百億円と法定せられておりますが、本年度は予想外の豊作で、米穀の政府買い入れ数量が著しく増加したこと等のため、この法定限度額を引き上げる必要が生じました。しかるところ、この資金借り入れの限度額は、もともと毎年度食糧買い入れ費等の予算との関係で決定されること、より合理的でありますので、今回法定限度額を改定する必要が生じているこの際、限度額の法定を廃止

し、予算をもつて国会の議決を経ることとしようとするものでございます。ちなみに、今回はこの限度額を七百亿円引き上げることとし、補正予算の総則第三条においてこの限度額を五千百億円と定めております。

委員会の審議におきましては、米穀の価格については農民団体等から異見が出ていたが、生産費を十分償うよう検討する考えがあるか。米穀の統制を撤廃してもよいというような考えがあるが、今後の食糧管理制度をいかに考えるか等の質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、野澤委員より、食糧管理特別会計においては、今後、麦価格の引き下げ、大豆の自由化に伴う問題等があるが、これを農民の損失負担に帰せしめぬように検討すべきである。なお飼料の需給政策についてもこれを明らかにすべきである旨の意見を付して、賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 八六

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月二十日 衆議院議長 清瀬 一郎 参議院議長 松野鶴平殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在ギリシャ日本国大使館」

「ギリシャ アテネ」を

在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ アテネ

在ナイジェリア連邦日本国大使館

ナイジェリア連邦 ラゴス

在コンゴ日本国大使館

コンゴ レオポルドヴィル

に改め、「在ラゴス日本国領事館」

英領ナイジェリア ラゴス」及び

「在レオポルドヴィル日本国領事館」

ベルギー領コンゴ レオポルドヴィル」を削る。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中

ギリ

ギリ

シ

シ

シ

シ

シ

七、五〇〇

六、四七〇

五、五四〇

四、一六〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

三、四〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

二、三〇〇

二、一〇〇

一、八〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

一、七〇〇

テ ゴ ス 八、四七〇 六、七〇〇 五、五〇〇 五、〇〇〇

レオポルドヴィル 三、八〇〇 三、一〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

八、四七〇 六、七〇〇 五、五〇〇 五、〇〇〇

三、八〇〇 三、一〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

三、七〇〇 三、三〇〇 三、〇〇〇 二、七〇〇 二、三〇〇 二、〇〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇 一、七〇〇

日程第六、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）、以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。法務委員長松村秀逸君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万三千九百円」を「十万八千二百円」に、「五万三千五百円」又は「四万六千六百円」を「七万五百円」又は「六万一千二百円」に、「七万六百元」又は「六万五千五百円」を「九万三千二百円」又は「八万七千元」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		二五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		一八〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		一五〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 判 事		一四〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		一〇五、五〇〇円
一 号	一	一〇二、六〇〇円
二 号	二	九九、三〇〇円
三 号	三	九三、二〇〇円
四 号	四	八七、〇〇〇円
五 号	五	八〇、八〇〇円
六 号	六	七三、六〇〇円
七 号	七	五四、五〇〇円
一 号	一	四八、一〇〇円
二 号	二	四三、二〇〇円

附
則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

判 事 補										簡易裁判所判事										
四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号
三八、八〇〇円	三五、六〇〇円	三三、二〇〇円	三〇、〇〇〇円	二四、四〇〇円	二三、一〇〇円	二〇、五〇〇円	八〇、八〇〇円	七三、六〇〇円	七〇、五〇〇円	六一、二〇〇円	五四、五〇〇円	四八、一〇〇円	四三、二〇〇円	三八、八〇〇円	三五、六〇〇円	三三、二〇〇円	三〇、〇〇〇円	二四、四〇〇円	二三、一〇〇円	二〇、五〇〇円

八八

別表を次のように改める。

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 2 検察官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十五年十二月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十万七千人」を「二十万十三人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔松村秀逸君登壇、拍手〕

○松村秀逸君 ます、ただいま議題となりました、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に関する、法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案は、今回の一般政府職員の給与改定に伴い、これに準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会は、十二月二十一日、政府当局より提案理由の説明を聴取した後、各委員から熱心な質疑がなされましたが、これが詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して千葉委員から本案に反対する旨の、自由民主党を代表して井川委員から本案に賛成する旨の討論がなされ、採決いたしましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、今国会に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が提出されたことに対応して、裁判所における定員外職員の定数の一部を、裁判所職員定員法による裁判所の職員の員数に組み入れることが適当と考えられるので、この際、裁判所の職員の員数を二十六人増加せんとするものであります。

委員会は、十二月二十一日、提案理由の説明を聴取した後、各委員から熱心な質疑がなされましたが、これが詳細は会議録に譲りたいと存じます。

討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理事北畠教真君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公立の中学校の校舎の新築等に要する経費について国の負担に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案

公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案

国は、昭和三十六年度又は昭和三十七年度における公立の中学校の正常授業を避けるため、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。)に規定するもののほか、昭和三十五年及び昭和三十六年度において校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)を行なう場合において、これに要する経費について、法第三条第一項第二号に掲げる経費の例により、その一部を負担する。この場合において、工事費については、法第五条第一項の規定にかかわらず、生徒一人当たりの基準坪数に昭和三十七年五月一日において当該学校に収容される予定の生徒の数を乗じて得た坪数から当該新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降九月三十日までに行なわれた場合においては、当該学校の統合が行なわれた日の属する月の翌月の一日)の保有坪数を控除して得た坪数を当該工事費の算定の基礎となる坪数とすることができ。

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号

公立の中学校の校舍の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案 議事日程追加の件 昭和三十

九〇

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の国庫負担金から適用する。

2 この法律は、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定があつた国庫負担金については、同日後もなおその効力を有する。

〔北畠教真君登壇、拍手〕

○北畠教真君 ただいま議題となりました、公立の中学校の校舍の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、戦後のいわゆるベビー・ブーム時代に出生した児童が中学入学年齢に達して、明年度は百万人、明後年度は四十万人の中学生の急激増加が予想されますので、これに伴うはなはだしい教室不足に対処することを内容とするものであります。御承知の通り、現在、公立の義務教育諸学校の正常授業を解消するための国庫負担法があります。その機能は、正常授業が現に起きてから対処するものでありまして、近い将来当然に発生を予想

できる教室不足に対処するものではなく、従つて、今回のような生徒の急激増加に際しては、増加した生徒を収容する教室の補充が相当長期にわたつて間に合はず、そのために正常な授業ができないという事態の起こることが予想されます。そこで、生徒数が頂点に達する昭和三十七年度の教室不足坪数をあらかじめ計算して、今後校舍の新増築を行なう際、これに要する経費について臨時特例的に国庫負担の対象とするものであります。

委員会におきましては、特に質疑もなく、直ちに討論に入りましたところ、豊瀬委員から、附帯決議を付して本案に賛成する旨の発言があり、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、討論中提出されました決議案も、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることと決定いたしました。

これより決議を朗読いたします。
中学校の生徒急増に引き続き、近い将来、高等学校の生徒急増も必至である。

政府は、この事態に処して、高等学校の施設・設備の拡充整備、教職

員の増員確保等について、すみやかに適切な措置を講ずべきである。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案可決報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案可決報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案可決報告書

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案可決報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案可決報告書

海外経済協力基金法案可決報告書

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案可決報告書

通信委員会審議審査報告書第一号

地方行政委員会審議審査報告書第一号

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原恵吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律

第一条 昭和三十五年度分に限り、地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる単位費用は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第十二条第一項の規定にかかわらず、

地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄及び単位費用の欄に定めるものとする。

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号 昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費 二 土木費	警察職員数	一人につき	四六五、八三二・〇〇
	道路の面積	一平方メートルにつき	二、三六七
	道路の延長	一メートルにつき	一、〇三〇・四
	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	三、〇七八・五
	木橋の延長	一メートルにつき	八、一三〇・〇
	河川の延長	一メートルにつき	三、〇七
	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、〇三〇・〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、〇〇〇・〇
	人口	一人につき	三、二二八
	面積	一平方キロメートルにつき	五、八三三・〇〇
海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三、五六〇・〇	
三 教育費	教職員数	一人につき	一八、五八〇・〇
学校数	一校につき	四四、六五〇・〇	
教職員数	一人につき	一、九〇〇・〇〇	
学校数	一校につき	四四、六五〇・〇	
生徒数	一人につき	一、七〇四・〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五

道府県			
四 厚生労働費	四 厚生労働費	四 厚生労働費	四 厚生労働費
生活保護費	町村部人口	一人につき	一八六五・一
社会福祉費	人口	一人につき	八七二
衛生費	人口	一人につき	一六四六・一
労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一六三九・〇
失業者数	失業者数	一人につき	三、四五六・〇〇
五 産業経済費	五 産業経済費	五 産業経済費	五 産業経済費
農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	一、三六〇・〇〇
林野行政費	農家数	一戸につき	二、二二〇・〇〇
水産行政費	林野の面積	一町歩につき	一、〇一〇・〇〇
商工行政費	水産業者数	一人につき	六、六六〇・〇〇
その他の行政費	商工業の従業者数	一人につき	三、四〇一・四
六 徴税費	道府県税の税額	千円につき	九七六・〇
恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三、八五九・四〇〇
その他の諸費	人口	一人につき	三、四六五・〇
面積	面積	一平方キロメートルにつき	四、七八〇・〇〇

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号 昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件

				市町村			
八 特別地方債償還費				三 教育費			
1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二〇〇	1 小学校費	児童数	一人につき	一三二,二〇〇
2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	三三	2 中学校費	学級数	一学級につき	四〇,三九〇
					学校数	一校につき	一六,五九一
					生徒数	一人につき	一,一六五
					学級数	一学級につき	三八,八五〇
					学校数	一校につき	二〇,一九〇
					生徒数	一人につき	一六,六九四
					人口	一人につき	一四,〇〇四
一 消防費	人口	一人につき	二六,三三七	4 高等学校費			
二 土木費				3 その他の教育費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	六五九	4 厚生労働費			
	道路の延長	一メートルにつき	九〇二	1 生活保護費	市部人口	一人につき	一五,五〇一
	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	二四,七二四	2 社会福祉費	人口	一人につき	四二,九三
2 橋りよう費	木橋の延長	一メートルにつき	五八,二六六	3 衛生費	人口	一人につき	一八,七二四
3 港湾費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二〇,〇〇〇	4 労働費	失業者数	一人につき	三三,四六〇
	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	一メートルにつき	四三,〇〇〇	五 産業経済費			
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一八七	1 農業行政費	農家数	一戸につき	一,四〇,八八〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	四,五八	2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二〇,五五一
5 その他の土木費	人口	一人につき	三三,〇七	3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八,四四八
				六 その他の行政費			
				1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	九四,三四
				2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	二六,三八

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号 昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件

第二条 追加予算により昭和三十五

年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち二百四十億円をこえる額については、当該こえる額を限度とし、当該限度内の額を昭和三十五年度内に交付しない、これを法第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができ。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	七 災害復旧費	3 その他の諸費
一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一円につき	一円につき	
二〇七五	五〇五四三	三三、三六〇〇	九五		

2 この法律の施行前法の規定によりすでに地方団体に交付された昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、法及び第一条の規定を適用して変更されるべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律

特別地方債償還費	1 特別措置債償還費	2 特定債償還費	八
特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇
		一円につき	二五

附 則

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

第一条中「チリ地震津波による災害」の下に「又は同年六月、七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害（以下「災害」という。）を加え、同条各号中「当該災害を」を「災害」に改める。

上げます。

本法案は、（一）国家公務員の給与改定に伴い、地方公務員について国家公務員に準じ給与改定を実施することができ、その必要な財源を保障するため、地方交付税の算定に用いべき単

位費用について本年度分の特例を定め、(二)追加予算により、昭和三十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額三百五十七億円のうち、給与改定所要財源相当額二百四十億円をこえる額については、当該こえる額を限度として昭和三十六年度に繰り越すことができるものとし、(三)この法律の施行前すでに決定された昭和三十五年度分の普通交付税の額は、地方交付税法及びこの法律の規定を適用して変更されるべき昭和三十五年度分の普通交付税の額の概算交付額とみなす等をおもな内容とするものであります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、昭和三十五年六月、七月、八月、九月及び十月の水害または風水害を受けた地方公共団体に対して、チリ地震津波による災害を受けた地方公共団体と同じく、一定の場合に地方債の特例を認めんとするものでありまして、そのおもな内容として、(一)これらの水害または風水害を受けた地方公共団

体のうち、政令で定めるものは、地方税、使用料、手数料等の減免により生ずる財政収入の不足を補う場合、または災害対策に通常要する費用の財源とする場合においては、地方債をもってその財源とすることができ、(二)この場合の地方債は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって引き受けるものとし、その利息の定率及び償還の方法は政令で定める等のことを定めております。

地方行政委員会におきましては、以上の二法案を一括して、まず十二月十五日、安井自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重ね、その間、追加予算に計上された地方交付税は、その全額を当該年度内に地方公共団体に交付するのが本来の建前であるのに、今回これを翌年度に繰り越して交付するという特例を設ける理由、また、地方公務員の給与改定に対する自治省の指導方針等、多くの問題点について論議が行なわれましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

本二十二日、討論に入り、まず昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案については、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案について、鈴木委員は日本社会党を代表して、本法案によつて予算に追加計上された地方交付税のうち百十七億円を来年度に繰り越すという政府今回の異例な措置は納得できない。地方交付税法本来の建前に従い、地方の自主性を尊重し、切実に財源を必要としている地方の実情にかんがみ、この際三百五十七億円の全額を本年度分として地方公共団体に交付すべきであり、この建前に反する特例法案には反対である旨を述べられました。かくて採決の結果、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。鈴木壽君。

「鈴木壽君登壇 拍手」

○鈴木壽君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となつております昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案につきまして、反対の意見を述べるものであります。

ただいま委員長の報告にもありましたが、たゞに、この法律案は、今回政府が

を受ける団体すなわち交付団体においておおむね二百四十億円でありまして、これをこえる部分百十七億円は本年度に交付しないで明三十六年度に繰り越して交付しようとするものであります。が、一体、何ゆゑにこのような異例の措置をあえてしなければならないのか、われわれは了解に苦しむところであります。

現行地方交付税法第六条第二項の規定は、「毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度におけるいわゆる国税三税の収入見込額のそれぞれ二・五％に相当する額に、当該年度の前年度以前年度における交付税で、また交付していない額を加算し、または前年度以前年度において交付すべきであった額をこえて交付した額を、当該合算額から減額した額とする。」「こういふふうになっているところから、今回の補正予算によつて増額計上された地方交付税は、給与改定に要する経費の額をこえる部分の額についても、当然本年度内に交付されることとなるべきものであります。もちろん、交付にあたっていかなる算定方法をとるかというふうなことにつきま

ては、あるいはいろいろな考え方があ
るかもしれませんが。しかし、ともかく
交付税本来の建前からして、年度内に
交付しなければならぬことは明らか
なことであります。地方団体として
は当然交付を受ける権利のあるもの
であるのであります。それを何ゆえに、
かかる一片の特例法を作つて、明年度
に繰り越して交付するという一方的な
押しつけの舉に出たのでありましょ
うか。われわれは納税に苦しむところ
であります。

当局の説明によりますと、このたび
の地方公務員の給与改定に要する経費
の額は、交付団体において、先ほど述
べましたように二百四十億円であり、
その他の経費については、さしあたり
措置する必要がないということ。本年
度はすでに余すところ幾ばくもないこ
と。また明年度の地方財政は本年度よ
りもさらに窮乏になることが予想され
るので、給与改定所要額をこえる額は
明年度の地方交付税の総額に加算して
配分することがより適当であると考え
られること。従つて、地方団体の財政
状況を勘案した親切な措置であり、こ
れによって計画的かつ合理的な財源配
分を行なうことができるようになるこ
ういうことを強調いたしているものであ
りますが、これらは、まことに勝手な官
僚独善的な考え方であると言わなけれ
ばなりません。年度も余すところ幾ば
くもないことはいいながら、地方団

体はなすべき多くの仕事をかかえてお
ります。特に地方財政の現況は、低位
にある行政水準引き上げ等のために、
さらに多くの財源を必要としているこ
とは、これは当局も認めているところ
であります。この法案の提案理由の
中にもはつきりうたつているところで
ありますから、すでに述べた交付税法
の趣旨に従つて配分するという前提に
立てば、問題とするに足りない全くの
へ理屈にすぎないのであります。ま
た、明年度の地方財政云々ということ
も、政府がほんとうに地方財政の改善
に熱意があるならば、われわれが年来
主張しておりますような地方交付税率
の引き上げ等を行なつて、そういうこ
とによって財政の改善をはかるべきこ
とであつて、政府の無策、怠慢を、地
方団体の財政運営の自主性を束縛し、
中央でコントロールしようとするこ
とによつてこれをおおひ隠そうとする
ごときは、断じて許されないと心得
てあります。

おそれ、この特例法を提案したほ
んとうの腹は、地方団体に当初予定さ
れておりましたより以上の交付税が配
分になれば、その使い方がルーズにな
り、放漫な財政運営が行なわれるであ
らうとの、地方団体に対する不信の念
を抱いておられるところにあると思わ
れるのであります。かつては、財政運営
の適正を欠いたものではないではなかつ
たことは事実であります。しかし、最

近においては、いずれの団体において
も熱心に財政の確立に努めておりまし
て、かかる不信の念をもつて地方団体
を見ることは早急に改められなければ
ならないのであります。かりにも自治
省がこのような態度であるとすれば、
地方団体の育成、援助、指導という自
治省本来の任務を果たすことができ
ず、むしろ地方団体との間に次第にみ
ぞを大きくするばかりであるのであり
ます。のみならず、現在の地方団体は
放漫な財政運営をしようにもできない
法的規制があるのであります。地方団
体は、今回のように、補正予算によつ
て交付税が相当多額に交付された場合
においても、法律の定めるところによ
り、自己の責任においてその運営がな
されるようになっていことを忘れて
はならないのであります。すなわち、
本年四月に改正されました地方財政法
の第四条の三、第四条の四において、
税収入、交付税等の合算額である一般
財源が著しく増加した場合、その著し
くふえた額の使い方につきまして、詳
しく、しかも厳重に規定づけているの
であります。政府の今回の措置は、
改正したばかりの地方財政運営の基本
を定めた地方財政法をみずから否定す
るものといわざるを得ないのでありま
す。自分たちが立案し、われわれに議
決をさせ、地方団体に守るべきことを
要求しておきながら、今またそれすら
信用できずに、矛盾した特例法を出す

に至つては、もはや何をかいわんやで
あります。地方財政法第二条に、「国
は、地方財政の自主的な且つ健全な運
営を助長することに努め、いやくも
その自律性をそこなつてはならない。」
と明確にうたつていのであります。ま
が、政府みずからがこの規定を踏みに
じり、これをほごにしようとするの
が、このたびの特例法であるのであり
ます。

最近、政府は、口には地方自治の振
興を唱えながら、實際は地方自治をゆ
がめ、その自主性を奪う法的、財政的
規制を加えてきていることは、否定し
得ないところであります。かくては、
憲法において保障されました地方自治
も、結局は形だけのものになつてしま
うおそれが濃厚となつてきているので
あります。先般の通常国会のあのどさ
くさのさなかに、われわれの参加しな
いままに、一方的に自治省が誕生いた
したのであります。当局にしてしま
すと、多年の念願がかなえられたこと
でありますから、大いに祝賀いたして
いることであらうでしょう。われわれは、
これに對していろいろな意見を持ちな
がらも、一方ひそかに期待しておりま
したことは、地方自治が曲がり角にき
ているといわれておる現在、自治省
が、地方自治の健全な育成のために、
地方の自主性を高めるために、あたた
かい援助指導の手を差し伸べ、熱意を
もつて地方自治を守り育てることに努

力を惜しまないことであつてほしいと
いうことであります。しかるに、発
足第一回ともいふべき仕事がこのよう
なものであるとすれば、われわれの期
待は完全に裏切られてしまったといわ
なければなりません。やはり、われわ
れの心配しましたように、自治省は地
方団体の味方ではなく、地方自治を育
成するためのものではなくて、より強
い力で地方団体を支配するための中央
機関である、このような性格を露呈し
たものと断ぜざるを得ないのでありま
す。(拍手)まことに残念なことであり
ます。

○議長(松野鶴平君) 時間でございま
す。
○鈴木壽君(統) この特例法は、以上
述べましたような意味で、まことに不
当なものであり、地方自治の侵害とい
う根本的な問題につながるものである
という立場から、われわれはとうてい
賛成し得ないところであります。こ
れが私の反対の討論の根拠になつてい
るところであります。

以上をもつて討論を終わります。
(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の
通告者の発言は終了いたしました。討
論は終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。
まず、昭和三十五年度分の地方交付
税の特例に関する法律案全部を問題に
供します。

は第二項の規定により発行する債券の利子（その発行につき発行価格差減額があるときは、当該発行価格差減額を含む。）を加える。

第二十四条第二項中「借入金金の利子」の下に、「第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子」を加える。

第三十七条第一項中「又は」の下に「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（外貨債券の発行）

第三十七条の二 日本開発銀行は、第十八条第一項に規定する業務を行なうために必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、外国通貨をもつて表示する債券（以下「外貨債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、日本開発銀行は、外貨債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券を発行することができる。

3 日本開発銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券の発行、償還、利子の支払その他の外貨債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、外貨債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第三十七条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、前条第一項の規定により発行する外貨債券に係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、前条第二項の規定により発行する外貨債券に係る債務について保証契約をすることができる。

（利子等の非課税）

第三十七条の四 第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する外貨債券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下本項中「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、外貨債券に関する事務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十一条第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同条第三号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠つた」に改め、同条第五号中「資金の借入」を「資金の借入れ若しくは外貨債券の発行」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十五年十二月二十日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百五十八億円」を「五百八十三億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十五年十二月二十日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法（昭二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項」を「附則第十三項及び第十四項」に改める。

第三条中「及び附則第十三項」を「並びに附則第十三項及び第十四項」に改める。

附則中第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14 政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、百二十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十五年十二月二十一日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

昭和三十三年十二月二十二日 参議院會議録第八号 國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案外四件

昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までとの間に支給される給与所得及び退職所得に対する源泉徴収の所得税を軽減するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者、扶養親族、給与所得又は退職所得 それぞれ法第一条第一項、第八条第一項前段又は第九条第一項第五号若しくは第六号に規定する居住者、扶養親族、給与所得又は退職所得をいう。

二 給与所得者の扶養控除等申告書 第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第一項及び第二項に規定する申告書をいう。

三 給与所得者 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得を

有する者をいう。

(二)以上の給与所得者等の扶養親属の所属の特例)

第三条 給与所得者を含む二人以上の納税義務者(以下この条及び第五条第一項において「二以上の給与所得者等」という。)と生計を一緒にする扶養親族が二人以上あるときは、これらの扶養親族は、法第八条第一項後段の規定にかかわらず、それぞれ当該二以上の給与所得者等のうちのいずれか一人の扶養親族とすることが出来る。この場合において、給与所得者は、当該扶養親族を自己の扶養親族とするには、政令で定めるところにより、給与所得者の扶養控除等申告書にその旨を記載しなければならぬ。

(給与所得者についての源泉徴収の特例)

第四条 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得に対する法第三十八条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替える字句	読み替える字句
法第三十八条第一項第一号	第三十九条	昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律(以下「臨時特例法」という。)第七十九条の規定により読み替えられた第三十九条
別表第三	臨時特例法別表第一	扶養親族が配偶者以外の者のみであることとを申告した者(臨時特例法第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。以下「乙表適用者」という。)
同項第二号から第五号まで	第三十九条	臨時特例法第七十九条の規定により読み替えられた第三十九条
別表第三	臨時特例法別表第一	臨時特例法別表第一
同項第六号	別表第三	臨時特例法別表第一
同項第七号イ及びロ	第三十九条	臨時特例法第七十九条の規定により読み替えられた第三十九条
別表第四	臨時特例法別表第二	臨時特例法別表第二
同項第七号ハ及びニ	別表第三	臨時特例法別表第一

2

給与所得者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)が、配偶者以外の扶養親族で年齢十五歳以上のもの(前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号に規定する乙表適用者の扶養親族のうち年齢十五歳以上の者があるときは、そのうちの一人を除く。以下この項において「年長扶養親族」という。)を有することとを記載した給与所得者の扶養控除等申告書を提出した場合には、その者に支給される給与所得に対する前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合給与の月額又は日額(同項第一号の給与の金額、同項第

二 二号の給与の金額に二若しくは三を乗じて計算した金額、同項第三号の給与の月額又は同項第四号の給与の日割額をいう。

以下この号及び次条第二項第一号において同じ。から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき二千元(別表第一の日割額を適用するとき、七十四円)を控除した金額を給与の月額又は日額とみなして、これらの規定を適用する。

二 前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合、前月中の給与の金額等(同号イに規定する給与の金額又は同号ハに規定する賞与の金額の六分の一(当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえるときは、十二分の一)に相当する金額をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき二千元を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなして、これらの規定を適用する。

(扶養親族の所属を二以上の給与所得者等に分けた場合の給与所得についての源泉徴収の特例)

第五條 二以上の給与所得者等が、

第三條の規定により、同條の規定に該当する扶養親族をそれぞれの扶養親族とする場合には、次の者について別表第一の月額表又は日額表の各甲表を適用するものとす

一 給与所得者が扶養親族とする者のうちに配偶者がなく、かつ、当該二以上の給与所得者等のうちの他の納税義務者が扶養親族とする者のうちに配偶者がある場合には、その給与所得者二二以上の給与所得者等がそれぞれ扶養親族とする者のうちに配偶者がなく、当該二以上の給与所得者等のうちの一人(これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。)を除く他の給与所得者

2 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得に対する法第三十八條第四項の規定の適用については、同項中「第十一條の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、同項第一号に掲げる第一順位(扶養親族がないときは)とあるのは、臨時特例法第五條第一

項の規定の適用を受ける者であるときは」と読み替へるものとし、次の各号に掲げる税額をそれぞれ同項各号に掲げる税額とみなす。

一 前條第一項の規定により読み替へられた法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合 給与の月額又は日額から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の數に應じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円(別表第一の月額表を適用するときは、百七十円又は百円)を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

二 前條第一項の規定により読み替へられた法第三十八條第一項

第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の數に應じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額(退職所得についての源泉徴収の特例)

第六條 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される退職所得に対する法第三十八條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

規定	読み替へる字句	読み替へる字句
法第三十八條の二第一項	別表第五	臨時特例法別表第三
同條第三項	第九條第一項第六号イからヘまでに定めるところにより	第九條第一項第六号ホの規定の適用がな

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の特例)

第七條 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に提出する法第三十九條第一項から第三項までに規定する申告書に対する

同條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

規定	読み替へる字句	読み替へる字句
法第三十九條第一項	扶養親族について第十一條の規定の適用を受ける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位	臨時特例法第五條第一項の規定に該当する場合に、その旨
同條第三項	その年中の給与所得の収入金額につき命令の定めるところにより第九條第一項第九号及び第二十八條第二項の規定に準じて計算した金額が基礎となる除額と扶養控除額との合計額に満たない	昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得につき、臨時特例法第四條第一項又は第五條第二項の規定により読み替へられた第三十八條第一項又は第四項の規定により徴収される所得税額がない

(年末調整の特例)

第八條 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における法第四十條第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額をそれぞれ同項各号に掲げる金額とみなす。

一 当該期間中に支給される給与所得につき第四條第一項又は第五條第二項の規定により読み替へられた法第三十八條第一項又は第四項の規定により徴収する所得税額の合計額

二 当該期間中に支給される給与所得の収入金額(法第四十條第

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一 昭和36年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未 満	税 額										その月の社会 保険料控除後 の給与の8%に相当 する金額	
円 10,300	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円 0
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767

昭和三十五年十二月二十二日 参議院会議録第八号 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案外四件

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八条 第一項第 五号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,060	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,348
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,986
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第 五号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額										税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
54,500	55,500	5,290	3,940	3,560	3,190	2,810	2,440	2,060	1,690	1,310	1,040	790	12,874
55,500	56,500	5,470	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,450	1,130	880	13,294
56,500	57,500	5,650	4,210	3,830	3,460	3,080	2,710	2,330	1,960	1,580	1,220	970	13,714
57,500	58,500	5,830	4,340	3,970	3,590	3,220	2,840	2,470	2,090	1,720	1,340	1,060	14,134
58,500	59,500	6,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	1,480	1,150	14,554
59,500	60,500	6,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	14,967
60,500	61,500	6,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	1,780	1,400	15,367
61,500	62,500	6,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	15,767
62,500	63,500	6,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	2,080	1,700	16,167
63,500	64,500	7,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	16,567
64,500	65,500	7,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	16,967
65,500	66,500	7,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	17,367
66,500	67,500	7,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	17,767
67,500	68,500	7,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	18,167
68,500	69,500	8,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	18,567
69,500	70,500	8,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	18,967
70,500	71,500	8,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	19,367
71,500	72,500	8,610	7,110	6,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	19,792
72,500	73,500	8,810	7,310	6,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	20,292
73,500	74,500	9,010	7,510	7,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	20,792
74,500	75,500	9,210	7,710	7,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	21,292
75,500	76,500	9,420	7,910	7,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	21,792
76,500	78,000	9,730	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	4,660	4,210	3,840	22,258
78,000	79,500	10,100	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	4,960	4,460	4,060	22,933
79,500	81,000	10,480	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,290	23,608
81,000	82,500	10,850	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	5,560	5,060	4,560	24,283
82,500	84,000	11,230	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	5,860	5,360	4,860	24,958
84,000	85,500	11,600	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	25,633
85,500	87,000	11,980	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	26,308
87,000	88,500	12,350	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	26,983
88,500	90,000	12,730	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	27,658
90,000	91,500	13,100	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	28,333
91,500	93,000	13,480	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	29,008
93,000	94,500	13,850	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	29,683
94,500	96,000	14,230	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	30,358
96,000	97,500	14,600	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	31,033
97,500	99,000	14,980	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	31,708
99,000	100,500	15,350	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	32,383
100,500	102,000	15,750	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	33,058
102,000	103,500	16,200	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	33,675
103,500	105,000	16,650	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	34,275
105,000	106,500	17,100	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	34,975
106,500	108,000	17,550	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	35,475
108,000	109,500	18,000	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	36,075
109,500	111,000	18,450	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	36,675
111,000	112,500	18,900	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	37,275
112,500	114,000	19,350	17,100	16,350	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	37,875
114,000	115,500	19,800	17,550	16,800	16,050	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	38,583
115,500	117,000	20,250	18,000	17,250	16,500	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	39,333
117,000	118,500	20,700	18,450	17,700	16,950	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	40,083

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,680	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,583
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,508
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,408
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,308
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,208
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	69,066
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	70,166
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	71,266
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	72,366
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	73,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	74,566
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	75,666
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	76,766
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	77,866
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	78,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	80,066
200,000 円		48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	81,166
200,000 円 を こえ 226,000 円に満たない 金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額												81,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
226,000円	57,350 ^円	54,730 ^円	53,850 ^円	52,980 ^円	52,100 ^円	51,230 ^円	50,350 ^円	49,480 ^円	48,600 ^円	47,730 ^円	46,850 ^円	92,866 ^円
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額											92,866 ^円 に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000 円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	107,350 ^円	104,730 ^円	103,850 ^円	102,980 ^円	102,100 ^円	101,230 ^円	100,350 ^円	99,480 ^円	98,600 ^円	97,730 ^円	96,850 ^円	155,366 ^円
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額											155,366 ^円 に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000 円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	182,500 ^円	179,880 ^円	179,000 ^円	178,130 ^円	177,250 ^円	176,380 ^円	175,500 ^円	174,630 ^円	173,750 ^円	172,880 ^円	172,000 ^円	247,216 ^円
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											247,216 ^円 に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000 円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族の数が10 人をこえる場合には、扶養親族の数が10 人の場合の 税額から、その10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 417 円を、 扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1 人につき 417 円を、上の各欄によつて求めた税額 から控除した金額												

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(イ) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項とする。

(ロ) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(ハ) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第三項に規定する申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢 15 歳以上のものをいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円

(ロ) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (イ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む)は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに380円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した給与所得者 (第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法 第三十八 条 第一 項 第一 号 の 規 定 に よ る 税 額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	17,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ 月 額 表

乙 表

(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	780
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,690	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,080	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
190,000円	192,000円	43,060円	42,180円	41,310円	40,430円	39,560円	38,680円	37,810円	36,930円	36,060円	35,180円
192,000円	194,000円	43,760円	42,880円	42,010円	41,130円	40,260円	39,380円	38,510円	37,630円	36,760円	35,880円
194,000円	196,000円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円	37,460円	36,580円
196,000円	198,000円	45,160円	44,280円	43,410円	42,530円	41,660円	40,780円	39,910円	39,030円	38,160円	37,280円
198,000円	200,000円	45,860円	44,980円	44,110円	43,230円	42,360円	41,480円	40,610円	39,730円	38,860円	37,980円
200,000円		46,210円	45,330円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円
200,000円をこえ 226,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこ える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
226,000円		55,310円	54,430円	53,560円	52,680円	51,810円	50,930円	50,060円	49,180円	48,310円	47,430円
226,000円をこえ 351,000円に満た ない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこ える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
351,000円		105,310円	104,430円	103,560円	102,680円	101,810円	100,930円	100,060円	99,180円	98,310円	97,430円
351,000円をこえ 518,000円に満た ない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこ える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
518,000円		180,460円	179,580円	178,710円	177,830円	176,960円	176,080円	175,210円	174,330円	173,460円	172,580円
518,000円をこえ る金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこ える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項は、この法律第四条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者については、

(1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうち 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円

(2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 417 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第一 昭和36年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額		
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人	
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額		
円 370	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社会 保険料控除の 後の給与の8 %に相当する 金額	円 0
370	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	134	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八条 第一項第 五号の規 定による 税額	丙 法第 三十八条 第一項第 六号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960	980	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	138	0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	1
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	3
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	5
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	6
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	8
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	9
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	11
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	13
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	14
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	16
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	17
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	21
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	24
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	27
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	30
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	34
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	38
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	41
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	45
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	40	30	20	405	48
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	52
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	56
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	60
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	65
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	71
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	76
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	82
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	87
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	92
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	98
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	103
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	109
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	114
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	119
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	125
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	130
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	136
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	141

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第 五号の規 定による 税額	丙 法第三十八条 第一項第 六号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531
4,500	4,580	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546
4,580	4,660	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566
4,660	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除 後の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額												税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897	
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921	
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945	
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969	
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993	
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017	
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041	
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065	
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089	
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113	
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,613円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の45%に 相当する金額を加算した金額	1,113円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に 相当する金額を加算した金額
7,530円		1,910	1,820	1,790	1,765	1,735	1,705	1,675	1,645	1,615	1,585	1,555	3,076	1,473	
7,530円をこえ 11,700円に満 たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額												3,076円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の50%に 相当する金額を加算した金額	1,473円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に 相当する金額を加算した金額
11,700円		3,580	3,490	3,460	3,435	3,405	3,375	3,345	3,315	3,285	3,255	3,225	5,161	3,141	
11,700円をこ え17,250円に 満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,161円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の55%に 相当する金額を加算した金額	3,141円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に 相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額													
		17,250 円	6,075 円	5,985 円	5,955 円	5,930 円	5,900 円	5,870 円	5,840 円	5,810 円	5,780 円	5,750 円	5,720 円	8,213 円	5,638 円
17,250 円 を こ える金額		17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50％に相当する金額を加算した金額												8,213円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 17,250円 をこえる金 額の60％に 相当する金 額を加算し た金額	5,638円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 17,250円 をこえる金 額の50％に 相当する金 額を加算し た金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額														従たる給与 についての 扶養控除申 告書が提出 されている。 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 の数に応じ、扶養親 族 1 人ごと に 12 円を、 上の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当すること に 14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額															

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(三) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第三項に規定する申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢 15 歳以上のものをいう)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(イ) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (イ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに14円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、
- (イ) (イ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（法第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (三) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

口 日 額 表

乙 表 (扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した給与所得者 (第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 620	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

ロ 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,520	1,560	100	85	75	60	50	40	30	20	15	5
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	450	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

ロ 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法 第三十八条 第一項 第一号 の 規 定 に よ る 税 額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,960	4,020	650	625	600	575	550	525	500	480	460	440
4,020	4,080	670	645	615	590	565	540	515	495	475	455
4,080	4,140	685	660	635	610	585	560	535	510	490	470
4,140	4,200	705	680	655	630	605	580	555	525	505	485
4,200	4,260	720	695	670	645	620	595	570	545	520	500
4,260	4,320	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515
4,320	4,380	760	735	705	680	655	630	605	580	555	530
4,380	4,440	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550
4,440	4,500	795	770	745	720	695	670	645	615	590	565
4,500	4,580	815	790	765	740	715	690	665	640	615	590
4,580	4,660	840	815	790	765	740	715	690	660	635	610
4,660	4,740	865	840	810	785	760	735	710	685	660	635
4,740	4,820	885	860	835	810	785	760	735	710	685	660
4,820	4,900	910	885	860	835	810	785	760	735	710	685
4,900	4,980	935	910	885	860	835	810	785	760	735	710
4,980	5,060	965	935	910	885	860	835	810	780	755	730
5,060	5,140	990	960	930	905	880	855	830	805	780	755
5,140	5,220	1,020	990	960	930	905	880	855	830	805	780
5,220	5,300	1,045	1,015	990	960	930	905	880	855	830	805
5,300	5,380	1,075	1,045	1,015	985	955	930	905	880	855	830
5,380	5,460	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	930	900	875	850
5,460	5,540	1,130	1,100	1,070	1,045	1,015	985	955	925	900	875
5,540	5,620	1,160	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	955	925	900
5,620	5,700	1,185	1,155	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	925
5,700	5,780	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,070	1,040	1,010	980	950
5,780	5,860	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,010	980
5,860	5,940	1,270	1,240	1,210	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005
5,940	6,020	1,300	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,095	1,065	1,035
6,020	6,100	1,325	1,295	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060
6,100	6,180	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090
6,180	6,260	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,150	1,120
6,260	6,340	1,410	1,380	1,350	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145
6,340	6,420	1,440	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,235	1,205	1,175
6,420	6,500	1,465	1,435	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200
6,500 円		1,480	1,450	1,420	1,395	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
6,500 円をこえ 7,530 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35% に相当する金額を加算した金額										
7,530 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,840	1,810	1,780	1,755	1,725	1,695	1,665	1,635	1,605	1,575	
7,530 円をこえ 11,700 円に満た ない金額	7,530 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与の金額のうち 7,530 円をこえる 金額の 40% に相当する金額を加算した金額										
11,700 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,510	3,480	3,450	3,425	3,395	3,365	3,335	3,305	3,275	3,245	
11,700 円をこえ 17,250 円に満た ない金額	11,700 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与の金額のうち 11,700 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額										

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
17,250 円		6,005 ^円	5,975 ^円	5,945 ^円	5,920 ^円	5,890 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,800 ^円	5,770 ^円	5,740 ^円
17,250 円をこえる 金額		17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる 金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の 場合の税額 から、その 10 人をこえる 1 人ごと に 12 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当する ごとに 14 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項は、この法律第四条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者については、

(1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうち 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額である。

若しくはロ又は同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

イ の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 法第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
族 の 数											
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人							
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
28,100	円未満	30,300	円未満	32,500	円未満	34,700	円未満	37,000	円未満	1,000円未満	
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700	1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600	3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600	5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000	7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500	9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200	12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500	12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400	22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500	23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700	25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000	33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800	35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000	37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900	45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000	48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000	63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300	66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200	69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600	102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700	107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200	155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700	163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300	171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700	235,200	246,400
488,600	円以上	490,900	円以上	493,200	円以上	495,500	円以上	497,700	円以上	246,400円以上	

第三十八条第一項又は第四項とする。

三項に規定する申告書をいう。

額を求める。

うちに年齢 15 歳以上の者があるものについては、そのうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた

後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

れているときを含む。)は、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

給与から控除すべき社会保険料の金額をこえないときは、この表によらず、法第三十八条第一項第七号ハ又はニの

から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が 15 歳以上の扶養親族又は 15 歳未満の族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。)

別表第二 昭和36年1月から3月までの賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表 (法第三十八条第一項第七号イ)

賞与の 金額に 乗ずべ き率	法 第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号											
	扶 養						親					
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	8,200	円未満	15,700	円未満	18,200	円未満	20,700	円未満	23,200	円未満	25,700	円未満
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,800	57,400	62,100
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,800	72,700	62,100	74,700
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400
50	470,500円以上		477,300円以上		479,500円以上		481,100円以上		484,100円以上		486,400円以上	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法
 (二) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第
 (備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢15歳以上のものをいい、乙表適用者でその扶養親族の場合には、年長扶養親族の数に、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出さ

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

- (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき、及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該規定により税額を計算する。

(二) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与扶養親族の数に、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じて、扶養親に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第三 昭和36年1月から3月までの退職所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条の二第一項の規定による所得
税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
1,000円	0	50,000円	2,500	140,000円	7,000
1,000円未満	50	51,000	2,550	142,000	7,100
2,000	100	52,000	2,600	144,000	7,200
3,000	150	53,000	2,650	146,000	7,300
4,000	200	54,000	2,700	148,000	7,400
5,000	250	55,000	2,750	150,000	7,500
6,000	300	56,000	2,800	152,000	7,600
7,000	350	57,000	2,850	154,000	7,700
8,000	400	58,000	2,900	156,000	7,800
9,000	450	59,000	2,950	158,000	7,900
10,000	500	60,000	3,000	160,000	8,000
11,000	550	62,000	3,100	162,000	8,100
12,000	600	64,000	3,200	164,000	8,200
13,000	650	66,000	3,300	166,000	8,300
14,000	700	68,000	3,400	168,000	8,400
15,000	750	70,000	3,500	170,000	8,500
16,000	800	72,000	3,600	172,000	8,600
17,000	850	74,000	3,700	174,000	8,700
18,000	900	76,000	3,800	176,000	8,800
19,000	950	78,000	3,900	178,000	8,900
20,000	1,000	80,000	4,000	180,000	9,000
21,000	1,050	82,000	4,100	182,000	9,100
22,000	1,100	84,000	4,200	184,000	9,200
23,000	1,150	86,000	4,300	186,000	9,300
24,000	1,200	88,000	4,400	188,000	9,400
25,000	1,250	90,000	4,500	190,000	9,500
26,000	1,300	92,000	4,600	192,000	9,600
27,000	1,350	94,000	4,700	194,000	9,700
28,000	1,400	96,000	4,800	196,000	9,800
29,000	1,450	98,000	4,900	198,000	9,900
30,000	1,500	100,000	5,000	200,000	10,000
31,000	1,550	102,000	5,100	202,000	10,100
32,000	1,600	104,000	5,200	204,000	10,200
33,000	1,650	106,000	5,300	206,000	10,300
34,000	1,700	108,000	5,400	208,000	10,400
35,000	1,750	110,000	5,500	210,000	10,500
36,000	1,800	112,000	5,600	212,000	10,600
37,000	1,850	114,000	5,700	214,000	10,700
38,000	1,900	116,000	5,800	216,000	10,800
39,000	1,950	118,000	5,900	218,000	10,900
40,000	2,000	120,000	6,000	220,000	11,000
41,000	2,050	122,000	6,100	222,000	11,100
42,000	2,100	124,000	6,200	224,000	11,200
43,000	2,150	126,000	6,300	226,000	11,300
44,000	2,200	128,000	6,400	228,000	11,400
45,000	2,250	130,000	6,500	230,000	11,500
46,000	2,300	132,000	6,600	232,000	11,600
47,000	2,350	134,000	6,700	234,000	11,700
48,000	2,400	136,000	6,800	236,000	11,800
49,000	2,450	138,000	6,900	238,000	11,900
50,000		140,000		240,000	12,000
				242,000	12,100
				244,000	12,200
				246,000	12,300
				248,000	12,400
				250,000	12,500
				252,000	12,600
				254,000	12,700
				256,000	12,800
				258,000	12,900
				260,000	13,000
				262,000	13,100
				264,000	13,200
				266,000	13,300
				268,000	13,400
				270,000	13,500
				272,000	13,600
				274,000	13,700
				276,000	13,800
				278,000	13,900
				280,000	14,000
				282,000	14,100
				284,000	14,200
				286,000	14,300
				288,000	14,400
				290,000	14,500
				292,000	14,600
				294,000	14,700
				296,000	14,800
				298,000	14,900
				300,000	15,000

(二)

退職所得の特金 の控除額		税 額	退職所得の特金 の控除額		税 額	退職所得の特金 の控除額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
300,000	304,000	15,000	540,000	546,000	33,000	860,000	868,000	58,500
304,000	308,000	15,300	546,000	552,000	33,450	868,000	876,000	59,300
308,000	312,000	15,600	552,000	558,000	33,900	876,000	884,000	60,100
312,000	316,000	15,900	558,000	564,000	34,350	884,000	892,000	60,900
316,000	320,000	16,200	564,000	570,000	34,800	892,000	900,000	61,700
320,000	324,000	16,500	570,000	576,000	35,250	900,000	908,000	62,500
324,000	328,000	16,800	576,000	582,000	35,700	908,000	916,000	63,300
328,000	332,000	17,100	582,000	588,000	36,150	916,000	924,000	64,100
332,000	336,000	17,400	588,000	594,000	36,600	924,000	932,000	64,900
336,000	340,000	17,700	594,000	600,000	37,050	932,000	940,000	65,700
340,000	344,000	18,000	600,000	606,000	37,500	940,000	948,000	66,500
344,000	348,000	18,300	606,000	612,000	37,950	948,000	956,000	67,300
348,000	352,000	18,600	612,000	618,000	38,400	956,000	964,000	68,100
352,000	356,000	18,900	618,000	624,000	38,850	964,000	972,000	68,900
356,000	360,000	19,200	624,000	630,000	39,300	972,000	980,000	69,700
360,000	364,000	19,500	630,000	636,000	39,750	980,000	988,000	70,500
364,000	368,000	19,800	636,000	642,000	40,200	988,000	996,000	71,300
368,000	372,000	20,100	642,000	648,000	40,650	996,000	1,004,000	72,100
372,000	376,000	20,400	648,000	654,000	41,100	1,004,000	1,012,000	72,900
376,000	380,000	20,700	654,000	660,000	41,550	1,012,000	1,020,000	73,700
380,000	384,000	21,000	660,000	666,000	42,000	1,020,000	1,028,000	74,500
384,000	388,000	21,300	666,000	672,000	42,450	1,028,000	1,036,000	75,300
388,000	392,000	21,600	672,000	678,000	42,900	1,036,000	1,044,000	76,100
392,000	396,000	21,900	678,000	684,000	43,350	1,044,000	1,052,000	76,900
396,000	400,000	22,200	684,000	690,000	43,800	1,052,000	1,060,000	77,700
400,000	404,000	22,500	690,000	696,000	44,250	1,060,000	1,068,000	78,500
404,000	408,000	22,800	696,000	702,000	44,700	1,068,000	1,076,000	79,300
408,000	412,000	23,100	702,000	708,000	45,150	1,076,000	1,084,000	80,100
412,000	416,000	23,400	708,000	714,000	45,600	1,084,000	1,092,000	80,900
416,000	420,000	23,700	714,000	720,000	46,050	1,092,000	1,100,000	81,700
420,000	426,000	24,000	720,000	726,000	46,500	1,100,000	1,108,000	82,500
426,000	432,000	24,450	726,000	732,000	46,950	1,108,000	1,116,000	83,300
432,000	438,000	24,900	732,000	738,000	47,400	1,116,000	1,124,000	84,100
438,000	444,000	25,350	738,000	744,000	47,850	1,124,000	1,132,000	84,900
444,000	450,000	25,800	744,000	750,000	48,300	1,132,000	1,140,000	85,700
450,000	456,000	26,250	750,000	756,000	48,750	1,140,000	1,148,000	86,500
456,000	462,000	26,700	756,000	762,000	49,200	1,148,000	1,156,000	87,300
462,000	468,000	27,150	762,000	768,000	49,650	1,156,000	1,164,000	88,100
468,000	474,000	27,600	768,000	774,000	50,100	1,164,000	1,172,000	88,900
474,000	480,000	28,050	774,000	780,000	50,550	1,172,000	1,180,000	89,700
480,000	486,000	28,500	780,000	786,000	51,000	1,180,000	1,188,000	90,500
486,000	492,000	28,950	786,000	792,000	51,450	1,188,000	1,196,000	91,300
492,000	498,000	29,400	792,000	798,000	51,900	1,196,000	1,204,000	92,100
498,000	504,000	29,850	798,000	804,000	52,350	1,204,000	1,212,000	92,900
504,000	510,000	30,300	804,000	810,000	52,800	1,212,000	1,220,000	93,700
510,000	516,000	30,750	810,000	816,000	53,250	1,220,000	1,228,000	94,500
516,000	522,000	31,200	816,000	822,000	53,700	1,228,000	1,236,000	95,300
522,000	528,000	31,650	822,000	828,000	54,150	1,236,000	1,244,000	96,100
528,000	534,000	32,100	828,000	834,000	54,600	1,244,000	1,252,000	96,900
534,000	540,000	32,550	834,000	840,000	55,050	1,252,000	1,260,000	97,700

(三)

退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 187,500円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
						5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 312,500円を控 除した金額
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000			
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
						8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて算 出した金額から 512,500円を控 除した金額
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250			
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
						12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 812,500円を控 除した金額
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500			
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
						20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて算 出した金額から 1,312,500円を 控除した金額
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750			
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
						40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,312,500円を 控除した金額
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000			
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
						60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて算 出した金額から 3,812,500円を 控除した金額
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250			
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
						100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 8,312,500円を 控除した金額
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて算 出した金額から 112,500円を控 除した金額			
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、退職所得の収入金額から、この法律第六条の規定により読み替えられた法第三十八条の二第三項(所得税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十九号)附則第六項を含む。)の規定により計算した退職所得の特別控除額を控除した金額(この表において「退職所得の特別控除後の金額」という。)を求める。
- (二) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 ただいま議題となりました五法律案の、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、さきに第三十四回国会で承認されました国際開発協会協定に基づき、わが国が国際開発協会に加盟することに伴い必要な措置を規定しようとするものであります。

すなわち第一に、政府は国際開発協会協定により、わが国が出資すべきものと定められた三千三百五十九万合衆国ドル、円貨に換算いたしまして百二十億九千二百四十万円の範囲内で、協会に対し、金または自由交換可能通貨で出資ができることとしております。第二に、政府は協会に対して国債をもつて出資することができるとし、政府にその国債の発行権限を与えらるるとともに、その国債の発行条件、償還条件等に関する規定を設けております。第三に、協会が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定する等、所要の規定を設けることとしておるのでございます。

委員会の審議におきましては、アメリカのドル防衛問題と関連し、低開発国援助の肩がわりをさせるのではないかと、また、東西間の低開発国援助競争

の具に供されるのではないか等の質疑がなされたのでございますが、その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、大矢委員より、後進国援助については基本的に賛成であるが、本案は米ソ両国の後進国援助競争と、アメリカのドル防衛対策の一環として、わが国に後進国援助を肩がわりさせようとする政治的目的を持つものであるから反対するとの意見が述べられ、次いで須藤委員より、本案は米ソ冷戦の裏づけとなるもので、米国がドル危機に際し、東南アジアへの経済援助を日本に下請けさせるものである。また、これを機会に日本の独占資本が東南アジアを支配しようとするものであるから反対するとの意見が述べられました。

採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本開発銀行の開発資金の財源に充てるため、海外金融市場の状況に応じて、適宜、外貨債券を発行できるとし、適宜とするものであります。

そのおもな点を申し上げますと、第一に、日本開発銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券を発行できること

といたしております。第二に、外貨債券の発行額の限度を借入金と合わせ自己資本の二倍をこえてはならないこととしております。第三に、同行が発行する外貨債券にかかる債務について、政府は、予算の定めるところにより、保証契約をすることができるとするほか、所要の規定の整備をいたしております。

委員会の審議におきましては、ドル防衛問題等のある最近の国際金融情勢のもとで外債発行の可能性はどうか、今後の外債発行に対する政府の見解はどうか、その他政府関係金融機関の金利等について質疑がなされたのでございますが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、大矢委員より、外債発行の問題として、アメリカの金融市場の金利は若干下がつてはいるが、なお不利の面があり、また、これにより調達された資金は独占的大企業のみには融資されるものであるから、本案に反対するとの意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行の昭和三十五年度当初資金計画においては七百二十億円を予定していましたが、その後

におけるプラント輸出金融及び投融資の資金需要が増大したので、本案は、これに應ずるために、産業投資特別会計から百二十五億円を出資し、同行の現在の資本金四百五十八億円を五百八十三億円にいたそうとするものであります。

委員会の審議におきましては、日本輸出入銀行の輸出金融に対する貸し出し金利が低いので、将来引き上げるつもりはないか。また日本輸出入銀行が資金運用部から借り入れをする場合は年六分五厘であり、輸出金融に対する貸し出し金利が四分で、逆ざやになるのか等の質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ひます。

質疑を終わり、討論に入りまして、大矢委員より、日本輸出入銀行の貸し出し金利が低く、それを利用して一部業者のみに利益を与えるので、本案に反対するとの意見が、また天田委員より、日本輸出入銀行の貸し出し金利が低く、外国業者及び輸出業者を不当に助ける傾向にあり、同行設立の趣旨に背馳するので、本案に反対するとの意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業投資特別会計法の一部を

改正する法律案について申し上げます。

本案は、産業投資特別会計の投資の財源に充てるため、一般会計から百二十億円を同会計に繰り入れようというのであります。なお産業投資特別会計においては、この一般会計からの繰入金と、昭和三十四年度の剰余金二十五億円と合わせた百四十五億円を、日本輸出入銀行に百二十五億円、商工組合中央金庫に二十億円、それぞれ出資することとしております。

委員会の審議におきましては、この特別会計の原資の構成並びに運用について、また今後この特別会計の資金源が窮屈になることが予想されるが、外国為替資金特別会計のインベントリーを取りくずし、これに充てるつもりはないか等の質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願ひます。質疑を終わり、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

政府は、税制調査会の答申を基礎として、昭和三十六年度の税制改正案の作成中であり、このうち所得税については、昭和三十六年一月から減税を行なうこととし、これが改正法律

案を通常国会に提出する予定でありま
す。本案は、さらにその改正税法が
成立前、すなわち明年一月一日より三
月末日までの間に支給される給与所得
及び退職所得について、あらかじめ減
税の効果が及ぶようにするために、こ
れらの所得に対する源泉徴収について
は、明年度改正予定の諸規定によつて
計算した源泉徴収税額表を適用する
特例を設けようとするものでありま
す。

委員会の審議におきましては、三十
六年度の減税構想はどうかになってい
るか。そのうちに間接税が含まれてい
ないのはどういふわけか。特に、物品
税、酒税、たばこの税負担の軽減を考
慮すべきであるがどうか等の質疑があ
りました。詳細は會議録によつて御
承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、
全会一致をもつて原案通り可決すべき
ものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより五案の採決をいたし
ます。

まず、國際開發協會への加盟に伴う
措置に関する法律案及び日本開發銀行
法の一部を改正する法律案全部を問題

に供します。両案に賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、日本輸出
入銀行法の一部を改正する法律案及び
産業投資特別会計法の一部を改正する
法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十
六年分の給与所得等に関する所得税の
源泉徴収の臨時特例に関する法律案全
部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致をもつて
可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、

海外經濟協力基金法案、
商工組合中央金庫法の一部を改正す
る法律案(いずれも内閣提出、衆議院
送付)。

以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。商工委員長鈴木弘君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

海外經濟協力基金法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

海外經濟協力基金法案

海外經濟協力基金法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員等(第九条―第十九
条)

第三章 業務(第二十―第二十
四条)

第四章 財務及び会計(第二十五
条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三条・第三
十四条)

第六章 雑則(第三十五条・第三
十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三
十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 海外經濟協力基金は、東南
アジア地域その他の開發途上にあ
る海外の地域(以下「東南アジア
等の地域」という。)の産業の開發
に寄与するため、その開發に必要な
資金で日本輸出入銀行及び一般
の金融機関から供給を受けること
が困難なものについてその円滑な
供給を図る等のために必要な業務
を行ない、もつて海外經濟協力を
促進することを目的とする。

(法人格)

第二条 海外經濟協力基金(以下「基
金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、事務所を東京都に
置く。

(資本金)

第四条 基金の資本金は、次に掲げ

る金額の合計額とし、政府がその
全額を出資する。

一 附則第七条の規定により日本
輸出入銀行から承継した資産の
金額五十億円

二 附則第八条第二項の規定によ
り日本輸出入銀行から承継した
資産に相当する金額

政府は、必要があると認めると
きは、予算に定める金額の範囲内
において、基金に追加して出資す
ることができる。

3 基金は、前項の規定による政府
の出資があつたときは、その出資
額により資本金を増額するものと
する。

(定款)

第五条 基金は、定款をもつて次の
事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関す
る事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事
項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、經濟企画庁長官
の認可を受けなければ、その効力
を生じない。

(登記)

第六条 基金は、政令で定めるとこ

るにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 基金でない者は、海外経済協力基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 基金に、役員として、総裁一人、理事二人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 総裁は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を輔佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の内命)

第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、総裁が任命する。この場合において、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づき、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。

2 日本輸出入銀行の理事のうちから任命された理事は、その任期中に日本輸出入銀行の理事でなくなつたときは、理事の職を退任したものとする。

3 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(役員の内命)

第十四条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとき

は、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の内命禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 基金と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(運営協議会)

第十七条 基金に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、総裁の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることができる。

4 運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(職員の内命)

第十八条 基金の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の内命)

第十九条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 基金は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業（以下「開発事業」という。）のために必要な資金を貸し付けること。

二 開発事業の遂行のため特に必要がある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資すること。

三 開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のために必要な資金を貸し付けること。

四 前三号の業務に關連して必要な開発事業に關する調査を行なうこと。

第二十一条 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第一号若しくは第三号の資金の貸付け又は同条第二号の出資をすることができ。

一 その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることが困難であると認められる場合

二 その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合

(業務方法書)

第二十二条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、出資の方法、元利金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならない。

(事務の委託)

第二十三条 基金は、業務方法書の定めるところにより、その事務の一部を日本輸出入銀行に委託することができる。

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、前項の規定による委託に係る事務を行なうことができる。

(金融機関との競争禁止等)

第二十四条 基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なり業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十六条 基金は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に、これを経済企画庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により、財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 基金は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(監督)

第三十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行への預金

第三十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督

(監督)

第三十三条 基金は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十四条 経済企画庁長官は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十五条 基金の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第三十六条 経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則

第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条各号に掲げる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 第七条の規定に違反して海外經濟協力基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十条までの規定は、同日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 内閣総理大臣は、基金の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定数を作成

し、これを経済企画庁長官に提出して設立の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本輸出入銀行からの資産の承継等)

第七条 基金は、その成立の時ににおいて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第十条第三号の規定により政府から日本輸出入銀行に対し出資されていた五十億円の金額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

第八条 日本輸出入銀行は、昭和三十三年四月一日から前条の規定により資産が承継される日の前日まで

での期間において、東南アジア開発協力基金の勘定において損益計算上利益を生じたときは、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項並びに日本輸出入銀行法第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、その成立の時ににおいて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項の規定による積立金及び前項の規定による積立金の合計額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に海外経済協力基金という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 基金の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わる。

第十一条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並

びに資金計画については、第二十六条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本開発銀行」の下に、「海外経済協力基金」を、「日本開発銀行法」の下に、「海外経済協力基金法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ三 海外経済協力基金ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「奄美群島復興

信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七号第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 海外経済協力基金に関すること。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第十八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「日本輸出入銀行」を削る。

第十条第三号を次のように改める。

三 削除

第十一条第一項第三号を次のように改め、同条第三項を削る。

三 削除

銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)を削り、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第十二条第三項から第五項までを削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十九条 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を削る。

第十八条の三中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

(経過規定)

第二十条 附則第十八条の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定による日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金の勘定の昭和三十三年年度の決算及び損益の処理に関しては、附則第八条に規定するものを除き、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ五の次に次の一条を加える。

第六条ノ六 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億圓増加シ之ヲ二千万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八条ノ五の次に次の一条を加える。

第八条ノ六 政府ハ第六条ノ六ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為二十億圓ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔鈴木幸弘君登壇、拍手〕

○鈴木幸弘君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会

における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、海外経済協力基金法案について申し上げます。

最近、低開発地域に対する経済協力の問題が国際的に大きく取り上げられていることは、御承知の通りであります。本法案は、このような世界経済の動向にかんがみ、海外経済協力の一その促進をはかるため、約五十億円の資本金をもつて海外経済協力基金を設立し、東南アジア地域その他の開発途上にある地域の産業開発に必要な資金で、日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件で供給を受けることが困難な資金の円滑な供給をはかる等の業務を行なわせようというものである。この趣旨に沿って、基金の組織、業務、財務及び会計等について所要の規定を設けているのであります。

当委員会におきましては、外務委員会と連合審査会を行ない、また参考人の意見を聴取する等、多方面にわたつて慎重な審査を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知願うことにいたします。質疑の過程において問題となりましたおもな点を申し上げますと、基金と日本輸出入銀行との基本的相違は何か、基金の運用が放漫

に流れるおそれはないか、基金の設立とアメリカのドル防衛政策との関連の有無等の諸点であります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して栗山委員より、次の附帯決議を付して本法案に賛成するとの発言がありました。その附帯決議案は、

政府は、海外経済協力基金が、よくその目的とする処に従い、投融資の選定を誤まらず、債権の保全に遺憾なきを期し、いやくも資金が放漫に流れ、ひいては当事国間の親善を害するが如き事態の生ぜざるよう、本法の趣旨の具現のため適切な業務運営につき指導すべきである。

というのでございます。ついで自由民主党を代表して川上委員より、本法案並びに栗山委員提出の附帯決議案に賛成するとの発言がありました。

以上で討論を終わり、採決いたしました結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定し、ついで栗山委員提出の附帯決議案も、同じく全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の内容を申し上げますと、商工組合中央金庫に対する政府の出資金を二十億圓増額することでありまして、これによつて、明年一月からその貸し出し金利の引き下げをはかるほか、当面する資金需要に対処しようとするものであります。

当委員会におきましては、年末金融対策等について種々質疑がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りました。別に関言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右二法案について御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

〔北畠教真君登壇、拍手〕

まず、海外経済協力基金法案全部の問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十六より第十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。法務委員長松村秀逸君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔松村秀逸君登壇、拍手〕

○松村秀逸君 ただいま議題となりました請願十七件について、法務委員会における審査の結果を御報告いたします。

日程第十六の請願は、滋賀刑務所の移転促進に関するもの、日程第十七の請願は、大分地方裁判所庁舎の改築促進に関するもの、日程第十八の請願は、裁判所法附則第三項の改正に関するものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれもその願意はおおむね妥当なものと認め、全会一致をもって、院議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

通信委員長報告にかかる郵便物運配解消に関する請願を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便物運配解消に関する請願

〔鈴木恭一君登壇、拍手〕

○鈴木恭一君 ただいま議題となりました請願につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件請願の要旨は、郵便事業の臨時職員の定員化を望むものでありまして、当委員会におきましては、慎重審査の結果、おおむね願意を妥当と認め、これを採択し、議院の会議に付し、かつ、内閣に送付すべきものと全会一致をもって決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

地方行政委員長報告にかかる、水害

を受けた市町村に対する起債の特例措置の請願外二件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原恵吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

水害を受けた市町村に対する起債の特例措置の請願

市町村職員給与基準は正に關する請願

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎動続年限全国通算に関する請願

〔増原恵吉君登壇、拍手〕

○増原恵吉君 ただいま議題となりました請願三件について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

請願の第一は、本年の豪雨により水害を受けた市町村の被害が甚大であるので、歳入欠陥、災害救助対策等に要する費用に対して起債の特例を設け、公共土木施設及び農地等の小災害にかかる地方債には元利を補給すること等

を内容とする立法措置を講ぜられたいというものであります。

第二は、現在低位に置かれている市町村職員の給与基準が一般公務員並みに是正されるよう指導体制の強化を要望するものであります。

第三は、市町村立全日制高等学校教職員の退職手当について、その算定の基礎となる勤務年限の全国通算の法的措置を望むというものであります。

委員会におきましては、以上の請願三件は、いずれも願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、いずれも委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号 議事日程追加の件 北海道開発審議会委員の選挙 議事日程追加の件 昭和三十五年一般会計予算補正(第1号)外一件 運輸審議会委員の任命に関する件 議事日 一三二

午後五時十七分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

内閣から、北海道開発審議会委員大矢正君の任期満了による後任者の指名を求めて参りました。

つきましては、この際、日程に追加して、北海道開発審議会委員の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○阿部竹松君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○前田佳都男君 私は、ただいまの阿部君の動議に賛成をいたします。

○議長(松野鶴平君) 阿部君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって議長は、北海道開発審議会委員に大矢正君を指名いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、運輸省設置法第九条第一項の規定により、相良千明君を運輸審議会委員に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和三十五年度一般会計予算補正(第1号)及び昭和三十五年度特別会計予算補正(特第1号)可決報告書
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案可決報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案可決報告書
大蔵委員会請願審査報告書第一号

商工委員会請願審査報告書第一号
内閣委員会請願審査報告書第一号

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

昭和三十五年度一般会計予算補正(第1号)、

昭和三十五年度特別会計予算補正(特第1号)、

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長館哲二君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年度一般会計予算補正(第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年度特別会計予算補正(特第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔館哲二君登壇、拍手〕

○館哲二君 ただいま議題となりました昭和三十五年度一般会計予算補正(第1号)、昭和三十五年度特別会計予算補正(特第1号)につきまして、予算委員会において行なわれました審査の結果を御報告申し上げます。

まず、補正二案の内容について御説明を申し上げますと、

今回の一般会計予算補正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改善を初め、当初予算作成後発生した事由に基づき、年度内に予算措置を講ずる必要のある経費並びに法令の規定に基づく義務的経費について所要の追加を行なうとするものでありまして、その追加額は歳入歳出とも千五百十四億千六百万円となっております。

歳入のおもなものといたしましては、

は、まず給与改善費につきまして二百十四億円を計上し、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の引き上げを行なうこととし、その実施期日を本年十月一日としております。次に、災害関係費

につきましては、二百九十億円を計上し、本年災のみならず、その後調査の結果、事業費の増加をみるに至った過年度災についても復旧の進捗をはかる

こととしております。次に、食糧管理特別会計の赤字補てんに要する経費として二百九億円、社会保障及び文教関係費の不足額の補てんに要する経費として百三十八億円を追加するほか、昭和三十六年度における中学校生徒数の

著しい増加に対しても公立中学校校舎整備費として四十億円を計上し、日本

輸出入銀行及び商工組合中央金庫に追加出資を行なうため、産業投資特別会計への繰り入れに百二十億円を追加しております。このほか、所得、法人、

酒の三税の増収計上に伴う地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金の増加分として三百五十七億円、賠償等特殊債務処理費として六十八億円、予備費その他として七十三億円を追加しております。

これらの歳出をまかなう財源といたしましては、本年度の租税及び印紙収

入を初め、当初予算作成後発生した事由に基づき、年度内に予算措置を講ずる必要のある経費並びに法令の規定に基づく義務的経費について所要の追加を行なうとするものでありまして、その追加額は歳入歳出とも千五百十四億

千六百万円となっております。

歳入のおもなものといたしましては、

は、まず給与改善費につきまして二百十四億円を計上し、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の引き上げを行なうこととし、その実施期日を本年十月一日としております。次に、災害関係費

につきましては、二百九十億円を計上し、本年災のみならず、その後調査の結果、事業費の増加をみるに至った過年度災についても復旧の進捗をはかる

こととしております。次に、食糧管理特別会計の赤字補てんに要する経費として二百九億円、社会保障及び文教関係費の不足額の補てんに要する経費として百三十八億円を追加するほか、昭和三十六年度における中学校生徒数の

著しい増加に対しても公立中学校校舎整備費として四十億円を計上し、日本

輸出入銀行及び商工組合中央金庫に追加出資を行なうため、産業投資特別会計への繰り入れに百二十億円を追加しております。このほか、所得、法人、

酒の三税の増収計上に伴う地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金の増加分として三百五十七億円、賠償等特殊債務処理費として六十八億円、予備費その他として七十三億円を追加しております。

これらの歳出をまかなう財源といたしましては、本年度の租税及び印紙収

入について千五百七十二億二千百万円の自然増収を見込み、このうちから明年一月から実施予定の所得税減税による年度内減収分五十八億五百万円を差し引いた千五百十四億一千六百万円を充てることとしております。

以上申し上げました補正の結果、昭和三十五年度一般会計予算総額は歳入歳出とも一兆七千二百十億九千七十七万二千円となります。

また、財政投融資につきましても、日本輸出入銀行及び商工組合中央金庫に対する百四十五億円の出資のほか、百十四億円の地方債を追加し、中小企業年末対策としても二百億円の財政資金を手当ていたしております。

次に、特別会計予算におきましては、一般会計予算補正及び公務員の給与改善に関連して、二十一の特別会計について所要の補正を行なつて、これによりまして、昭和三十五年度特別会計予算の合計額は、歳入は三兆九千五百四十四億九千二百六十八千円となり、歳出は三兆七千三百三十三億八千七百四十九万四千円となります。

これら補正二案は、去る十二月九日国会に提出せられ、十二月十七日衆議院において可決の上、本院に送付されたものであります。予算委員会にお

きましては、十二月十三日、水田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取、十二月十九日から本日まで四日間におわたつて池田内閣総理大臣並びに関係各大臣に対して本案の質疑を行ないました。以下、質疑のおもなものについて御報告申し上げます。

まず、世界経済情勢の最近の変化がわが国に及ぼすものとの影響についてであります。特に「米国の金流出に伴う米国のドル防衛措置に得ているのかどうか。ドル防衛措置によるわが国の国際収支の上に及ぼす影響いかん。米国の要請であれば、わが国は無制限にドル防衛に協力するのか。米国のドル危機対策に協力するということと池田首相の九〇成長政策の推進とは、二律背反であると思ふがどうか。さらに今回のドル危機の根本原因は米国の冷戦政策にある。従つてその政策が改まらざる以上、ドル危機は相当長期にわたると見るべきであり、米国の金価格改定の可能性もなしとは言えない。しかるに、日本の外貨準備の運用を見れば、ドル預金、ドル証券が多く、金保有の比率がきわめて低いことは問題である。また、そのような運用の結果、外為会計は赤字を

大きくするのじゃないか」などの質疑がありました。これに對しまして、池田内閣総理大臣から、「ドル防衛措置による影響は、わが国の国際収支面から見てさほど憂慮すべきものではなく、日本に与えられたこれらの試練を克服する力を日本は十分持っているものと確信する。ドル防衛に対する協力には当然限度があり、日本の力に依り、自国の利益にもなり、ひいては低開発国の利益にもなるものでなければならぬ。長い目で見れば日本経済に役立つとも言えるので、災いを転じて福としたい。ドルの切り下げはあり得ないものと思ふ。しかし、現在わが国の外貨準備高中に占める金保有高はわずかに四割にすぎないので、将来はもっとふやしたい。外為会計のあり方については再検討を加える時期にきているものと思ふ」旨の答弁がありました。なお、これに関連した外交問題として、米国の輸出ドライプの強化に対し、わが国としては、この際、市場転換をはかり、対共産圏貿易の促進、特に日中政府間貿易協定にまで乗り出すべきではないか。それからまた、日韓交渉については、国際緊張の存在している今日、南北朝鮮の統一に支障となるような形で

の基本条約の推進については慎重を期すべきではないか」などの質疑がありました。これに對しましては、「ドル防衛措置のわが国経済に及ぼす直接の影響としては、特需が来年度一億数千万ドル減少することが予想される程度である。ただ、米国の輸出ドライプが日本の貿易にどのような影響を与えるかはまだ明確ではないが、事態の推移を見て適切な対策を講ずる。対共産圏貿易についても、でき得る限り伸長をはかる方針であるが、ただ日中の政府間貿易協定は中共承認問題とからむ懸念があるので、政府間協定によらない貿易を進めたい。承認問題と無関係の郵便や気象に関する政府間協定については話し合いを考慮してもいい。日韓交渉については、韓国が現在のよう日本と話し合いをする気持になったときに懸案解決に努力するのが適当であると思ふ。もちろん朝鮮が現在統一を求めているという事実が頭に入れた交渉しているのである」という答弁がありました。

補正予算につきましては、まず「三十五年度の租税見込みは、当初自然増収が二百億円であったが、今回さらに千五百七十二億円も増加している。年度内の増収は正確に見積もれば

二千九百億円の増は出ると思う。このような過小見積もりは何か欠陥があるのではない。あるいは減税と社会保障に回したくないため何か作作的なものがあるのではないか」などの質疑がありました。これに對しましては、池田内閣総理大臣から、「補正予算における歳入見込みは妥当である。当初予算のときは歳入見込みが六・六%から予想以上の一・三%となつたために、大幅の自然増収となつたものであり、三十五年予算においては過小見積もりをしないよう正確なものを出したい」との答弁がありました。

次に、補正予算における歳出につきましては、「これだけ大規模な補正予算でありながら、減税分がわずか五十億円、社会保障費は一億九千八百万円しか組んでない。社会保障に重点を置くといながら、これでよいのか。生活保護基準の引き上げはなぜ行ないのか」などの質問がありました。これに對しましては、池田内閣総理大臣から、「補正予算には、給与の引き上げ、災害対策等、必要やむを得ないものを計上した」旨の答弁があり、また古井厚生大臣からは、「補正予算では生活保護基準の引き上げは見

送ったが、来年度予算においては相当大幅に引き上げを要求した」旨の答弁がありました。

公務員給与の問題につきましては、「人事院勧告は五月一日から実施するようになっているのに、相手に法律の順守を要求している政府が、なぜ完全実施できなかったか。この不足分を来年度予算において余裕が生じたら補ってやる考えはないか。また三公社五現業についてはどう処置するのか」などの質問がありました。

これに対し、総理大臣並びに大蔵大臣からは、「五月一日から実施するには多額の費用を要するし、他の費目も多かったため、尊重はしたが、全部実施はできなかった。不足分を翌年度埋めることは過去に例もないし、そのようなことは考えていない。三公社五現業については、経理内容、給与体系が異なっているの、一律にやることはむずかしいが、いずれにしても影響はあると思うので、それに従って善処したい」旨の答弁がありました。

また、所得増進計画の原動力となる公共投資につきましては、「今後十年間は各般の建設に重点を置くべき時代であるから、各省の建設事業を一本にまとめて強力に推進するため、国土

省あるいは公共事業省を設置する必要があると思うが、その考えはないか。

公共投資のうち最も重要な道路整備事業の規模並びに財源についてはどのような構想を持っているか」という質問がありました。

これに対し、「国土省の設置については、建設と建設されたものの運営とは異なる関係もあるので、直ちにこれを実施することは困難であるが、たとえば水資源開発の一元化などは考える必要がある。道路整備については、三十六年度から新五カ年計画に切りかえるつもりで、その準備中であるが、建設費としては二兆六千億円ぐらいの規模を考えている。道路整備費の財源については、まずガソリン税の増徴を第一とし、次には一般会計からの繰り入れの増額を考慮すべきで、道路公債の発行は現在の段階では考えものであろう」という答弁がありました。

また、「食糧管理特別会計における赤字解消の手段として、米の統制を徹底するのではないかと懸念する向きもあるの、この際、統制存続について政府の見解を聞きたい。農林省は麦の統制について食糧法からはずして農産物価格安定制度に移すことにきめているのか」などの質問がありました。

これに対し、東農林大臣からは、「食糧会計に赤字が出るからといって、ただいまのところ食糧会計をやめる段階ではないと思う。また麦の統制については、麦対策協議会の答申を待つて結論を出したい。いかなる対策をとろうと、農家の損失にならぬような形をとっていかねばならぬ」という答弁がありました。

このほか、第二次防衛力整備計画と予算の問題、また、国鉄運賃値上げ案と国鉄経営方針の問題、本年度地方交付税交付金中、百十七億円を次年度に繰り越し措置をとったことの可否の問題、地方税の減税問題、公明選挙の問題など、質疑は広範にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員が反対、自由民主党を代表して梶原委員が賛成、民主社会党を代表して松浦委員が反対、参議院同志会を代表して大竹委員が賛成、日本共産党を代表して須藤委員が反対の旨、それぞれ述べられました。

討論を終りまして、採決の結果、委員会付託の昭和三十五年度予算補正二案は、いずれも多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。鈴木強君。

〔鈴木強君発壇、拍手〕
○鈴木強君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和三十五年度予算補正二案に対し、反対討論を行なわんとするものであります。

今回の一般会計予算補正による歳入歳出の追加額は、それぞれ千五百十四億円となっておりますが、これは池田内閣成立後初の予算補正でありまして、見方によつては、追加予算というよりも、むしろ昭和三十六年度予算に直結した池田内閣の新予算であるということができます。従いまして、私はこの際、具体的に反対理由を申し述べ、前に、池田内閣の新政策の矛盾点についてまず論及しておきたいと思

います。

池田総理は、就任以来きわめて低姿勢を装っておられますが、これが本物の低姿勢であるかどうか、国民は大いに迷っているのです。池田さん、あなたが内閣を成立された直後のある新聞のUSO放送欄に、「白飯た

らふく食わしてくれよ所得二倍は次の次、こういふ一句が掲載されておつたのをごらんになられましたか。貧乏人は麦を食え、中小企業が二つや三つ倒れても仕方がない。かつてあなたが政治家としてあるまじき言葉を弄したことに対する報いの一句であり、国民感情の率直な表われであつたと思ひます。どうぞこの一句を金言と思われ、反省すべき点は率直に反省されて、あなたが真の民主総理として、日本国民の平和とあわせのために最善を尽くされるよう、希望してやみません。

さて、私は第一に、池田内閣の外交政策について触れたいと思ひます。先般の総選挙にあつて、総理は力の外交を力説されましたが、今日、力の外交ほど危険千萬なものはありません。すなわち、力によつて均衡を保とうとするのは、逆に力の均衡を破れたときは平和が乱され、悲惨な戦争への道を選ぶことになるのは理の当然といえます。わが国が求める平和と外交路線は、かくのごとき力の外交であつては断じてなりません。それよりも、力の均衡がとれるとか、とれないとかいうことよりも、いかにしたら日本の平和と世界の平和を確立し、持続せしむるかに思いをいたし、そのために国論を

統一し、その上に立って堂々と世界に向かつて日本の立場を訴えるべきだと信じます。池田総理は、わが日本社会党の中立外交政策を幻想であると一笑に付されておられますが、これは大きな誤りであります。私は、総理がとりつかれている海のかなたの亡霊から一日も早くのがれ、日本国の総理に立ち返って、力強く中立外交を推進されるよう強く要求いたすものであります。

第二は、池田内閣の高唱した所得倍増計画についてであります。首相の演説によりますと、日本経済は異常な発展成長の時期を迎えたのだということであり、短期間に国民所得は倍になり、この高度成長の過程で所得格差や二重構造が解消されることになっております。この通り事が運びますれば、池田首相は大首相ということになります。ところが、冷厳なる内外の事実は、首相の構想が現実と照らして危険な経済政策であることを証する警戒信号がすでに幾つか現われております。その最大なる警戒信号は、米国の景気下降と、ドル防衛のためにとられている諸政策の影響であります。池田首相の高度成長論は、周知の通り、世界経済が安定的成長を遂げること、日本貿易は世界経済の伸びの二倍以上の速度で

伸びる力があること、輸入は総生産の九割以下に押えられると、こういうようなきわめて安易な前提の上に立てられているのであります。しかるに米経済は本年夏以来明白に後退を示し、鉄鋼操業度は五〇%以下、失業者は二百数十万人、明年春にかけて失業者が五百万人をこえるであろうとは、権威ある筋が証言しているところであります。しかるに、この深刻なる事態を首相は故意に過小視せんとしており、予算委員会においても、米経済は、ちっと、かぜを引いた程度だとか、ケネディが年率五%成長を政策に掲げているから、春からは景気が戻るとか言っておられますが、ケネディ政権は、景気振興とドル防衛という相矛盾する政策の調整に苦しみ、今度の不況は相当長引くものと考えられ、これが直接間接日本の輸出輸入両面に及ぼす影響は大きくなるものと思われるのであります。もしルーズベルトの故事にならうと、ケネディがドルを犠牲にして五%成長政策に乗り出すようなことになれば、世界経済に及ぼす影響は言い尽くしがたいものがあるでありましょう。ケネディが五%成長と言っているから大丈夫という首相の認識は

樂觀論に過ぎると言わなければなりません。なお、これに関連して政府に警告しておきたいことは、日本の外貨準備のあり方であり、政府発表によれば、十七億六千万ドルの外貨のうち、金保有高は二億四千万ドルにすぎず、残る大半がドル預金、ドル証券の形で保有されているのであります。諸外国の事例は、比較的金保有率の低いカナダ、西独でも四〇%をこえ、他はいずれも八〇ないし九〇%を金で持っており、今日のごとくドル不安の高まりつつある際に、大切な通貨信用の基礎である外貨準備をわが国のようにドル一辺倒にしている国はどこにあるでしょうか。これというのも池田内閣の対米一辺倒がしからしめたもので、すみやかに是正されなければなりません。

アイク政権が打ち出すドル防衛措置に対し、政府は初めから大したこともありません、たかをくくっておられますが、今や米政府の打つ冷厳なる対日措置に対し、慎重に対処すべきときであることを知らなければなりません。吉田内閣、岸内閣以来の日米安保体制は、経済的には、対米貿易依存、特需依存、米國資本の導入ということでありました。しかるに、今や米國はドル

防衛のため日本を突き放そうとしているのではないのでしょうか。この場合わが国としてとるべきドル防衛措置に対する対策はどうあるべきか。それは世界の各市場に対する輸出の強化であり、なにかんなく市場の開拓と拡大をはかり、中国、ソ連、北鮮などの共産圏貿易をも促進すべきであることは、今や経済政策の常識であり、国民の世論というべきであります。池田首相は、総選挙の前とあとにおけるこの重大な国際経済情勢の変化の意味を十分理解された上で経済政策を進めない、他日重大な混乱を来すおそれがあるということを申し上げておきます。

首相は高度成長を説き、三カ年、年率九%は大丈夫だと言ったり、あるいは倍増計画という言葉を使用したしますが、その内容とするところは具体的に何も示されておらないのであります。何年間所得が倍になるのか。三カ年九%案は三十八年以降どうなるのをごさいますか。池田内閣は半年にもなるのであります。最大の公約である所得倍増計画を閣議決定すらしておきません。しかも正式に内閣が諮問して立案を命じた経済審議会が十カ年倍増計画の案を正式に答申して、す

でに月余となるのであります。この案が平均七・二%という低い成長率となつてゐるため、首相のお気に召さないのでしょいか。それで審議会の答申はたな上げしておいて、特別案のいわゆる下村構想に沿つた三カ年計画を立案せよとしてゐるのではないのでしょうか。総選挙中あれほど倍増々々と宣伝しておられて、今日になってその具体的構想がない、これから作らせるといふのは、国民を愚弄するもはなはだしいといわなければなりません。池田総理の所得倍増計画はまさに夢まぼろしであることを指摘しておく次第であります。どうぞ、これも必要でありましょうが、今高騰を続けつつある物価の抑制策でも真剣に考えてみて下さい。その方が国民は大へん喜びます。(拍手)

時間の関係上、以上をもつて池田新政策に対する批判を終わり、次に、具体的に予算修正に対する反対理由を申し述べることになります。その第一は、補正財源と減税措置についてであります。政府は補正財源として千五百七十二億円の租税の自然増収を計上し、それより所得税減税分五十八億円を引いた千五百十四億円を計上しておりますが、周知の通り、昭和

三十五年度当初予算において二千百五十四億円という税の自然増収を見込んだのでありますが、伊勢湾台風の災害復旧費、治山治水事業の緊急実施のため減税はできないと説明されたのであります。しかるにどうでございましょうか。こつ然として千五百億円の自然増収を出して参り、政府が予算委員会に提出した資料によつても、今回歳入補正を行なわなかつた揮発油税、これで八十億円、専売収入で五十億円の余裕財源がまだあることが明らかにされており、このほか補正された各税目につき私が詳細に検討してみました結論としては、今回補正増のほかに最低六百億円以上の自然増収が出ることは確実だと思ひます。従つて、当初からの対三十四年度当初比租税等の自然増収額は実に四千四百億円に上るわけでありす。佐藤前大蔵大臣が本年度は減税ができぬと口実にされた伊勢湾台風復旧費は、高潮対策や緊急治山治水事業を含めて約七百億円でありまして、本年度予算外の自然増収額は実にその三倍であります。

そこで私は、なぜそのような歳入予算の誤算が生じたかを問題にせざるを得ません。政府は、それはまず予算編成後、日本経済の発展が意外に大き

かつたせいに帰するかも知れません。私もかかる要素があることは認めますが、本年三月十五日予算委員会が高木慶大教授が、あの時点において、かつ政府の経済予測に基づいて、三十五年度の租税自然増収は二千百億円ではなく、三千数百億円に達するであろうことを確言され、減税は三十六年度にできるとかできないという論議でなしに、三十五年度でやるべきであると公述されたことを想起するのであります。私は納税国民の名において、このようなずさんな歳入の見通しをやつた政府当局を信用することはできません。今回の補正における歳入の見積りも国民を愚弄するものだと言ひたいのであります。この問題は本年度の税収が幾らになるかの当て事ではないのであります。わが党はこの事実に基づき、政府の減税計画の根本的修正を要求するものであります。政府は今回の補正と関連して、明年一月以降の所得税の臨時特例法案を提出したのであります。これはとりもなおさず昭和三十六年度のいわゆる千億減税の国会承認を求めているものであります。ところで、この減税案の骨子となつてゐる税制調査会の答申の、本年度四千四百億円からの自然増収のあることを、大蔵当局よ

り示された上で策定したものであります。しょうか。税制調査会の基本的態度は、国民の租税負担は、国税、地方税を合わせ当初予算の二〇・五%より二〇%にまで引き下ぐべきだといふのであります。本年度の国税の自然増収等を四千四百億円とし、地方税の自然増収も五、六百億円とするならば、国民の租税負担率は逆に対国民所得で二二%に達するかと思ひます。そうなりますと、税制調査会の減税答申は全く考え直さなければなりません。

さらに調査会の減税案ですら過大であるとしてこれを削減縮小した政府原案は全く不当であります。私は、国民の租税負担の程度、従来の減税の経緯からして、要請するべき減税の内容は、決して所得税や法人税の軽減にとどめるべきではなく、これまで直接税軽減の犠牲となつた各種消費税、流通税等、間接税の軽減を断行すべき時期にきてゐると確信するものであります。さらに減税の均衡といふか、納税力なき階層への減税という意味で、生活保護費、医療扶助、児童保護、母子手当、失業給付、社会保障費の引き上げが当然考慮されねばならぬと信じます。次に、歳出面について申し上げます。今回の補正は、財政法の規定し

す。今回の補正は、財政法の規定し補正予算提出の要件をかなりはずれた経費を含んでおります。歳出の内容を分解すれば大体四つの部分からなつておりますが、第一の予算作成後に新たに発生した必要経費、第二の国の義務費、負担金の不足に基づくものは、これは問題はありません。問題があるのは、第三の財源の余裕と見合つて計上されている経費と、第四の補正財源の構成いかんによつて動く地方交付税交付金であります。この第三に属するものが補正額千五百十四億円の約半分と見られるのでありますが、その中には、中学校校舎増設費のような、本来は当初予算のときから想定されていた経費が要求されており、また過年度災害の補正増、伊勢湾高潮対策費の増加等も、本来は当初予算編成方針の欠陥に基づくものでありまして、そのとき勝負の政府の無為無策をまざまざと示しており、財政法違反と言わなければなりません。

円に引き上げられたものの、課長補佐級の二五%、課長級の二二%、局長級の三一%、総理大臣の十萬円七〇%の引き上げ率に比して、問題にならないのであります。公正妥当なものとは言えません。下級者の引き上げ率はわずかに一%で、物価事情、社会事情を無視した、あまりにも低過ぎるものでありますから、私は、下級者の引き上げ率の手直しを強く要求し、その財源は十分あることを指摘するものであります。また、今回の給与改定の予算では、公企体関係職員給与改善費を全然見ておらないのであります。これは職員給与水準は、その特性が無視されて、今日まで一般職の公務員とは同等に置かれておりますことは遺憾であります。しかるところ、さきに平均わずか四%、八百円余の仲裁裁定がなされたことに藉口し、一般職の公務員より有利になっているという理由から、現実には今回の公務員二・四%の引き上げによって明らかに不利となり、低位に置かれていたことを無視して、何らの予算措置も行なわなかったことは、はなはだ不満であります。公企体職員は、おそらく実力をもって待遇上の不均衡を是正させるのであります。ところが、その際無用の紛争を来たす

とすれば、その責任はあげて政府にあることを警告しておきます。

第二は、社会保障費の追加についてであります。これは総額百一億円であります。これは九九年までが前年度の不足精算金、給与改定に伴う当然増であります。低所得者のための費用は、失対労働者の年末手当一億一千三百万円、生活保護家庭及び保護児童の年末手当八千五百万円、合計一億九千八百万円にすぎぬという驚くべきものであります。生活扶助者百四十五万人、保護児童七十三万人、失対労働者二十万人に対するものでは、一人当たりわずか平均八十数円にしかありません。池田内閣は発足当時、社会保障優先を唱え、明年度予算では一億億円を社会保障費の増額に向けるなどの構想もあつたようでありました。その後、日を迫る社会保障優先の声は細くなり、三本の柱のうち、最も影の薄い柱になろうとしております。これではわが国の社会保障の水準はどうなっているか、国民とともに憂えるものであります。厚生白書に指摘することく、企画庁案の倍増計画が完全に実現されたとしても、昭和四十五年度に至りまして、振りかえ支出の水準は現在の西欧の最低水準に達せず、社会保障に關

するILO条約を批准し得るために、昭和四十五年度に予想される一兆五千億円にさらに五千億円を追加しなければならぬとされているのであります。いな、そのような遠い先のことはともかく、現行の生活保護水準の非人間的低劣性、特に結核入院者に与えられる保護水準は、日本国憲法第二十五条に反するといふ浅沼判決に見られるごとく、まことに血も涙もない、冷酷無慈悲なものであり、全国民はあせんとしているのであります。現行基準によりますと、一年間に一足のたび、一枚のパンツ、二年に一着のはだ着等々というものが、結核公費入院者に許される保護水準なのであります。このような状態が現に日本国じゅうに存在しており、被保護者、ボーダー・ラインの家庭を含めれば、二千万人を下らないと見られております。これら気の毒な国民の救済は焦眉の急務であり、わが党は、生活保護基準の抜本的引き上げを行なつて、政治がこの人たちの上にあたたかい手を差し伸べるよう強く要求するものであります。

その他、産業投資特別会計への繰入金百四十五億円、災害関係費等についても多くの意見がありますが、時間の都合で省略をいたします。

以上述べて参りましたように、本予算補正はきわめて不十分かつ粗末なものであります。従いまして、わが党は衆議院段階において二千四百五十億に上る組みかえ案を提出し、給与改定の五月一日実施、上厚下薄の抜本的改定、年末手当〇・五カ月分の増額、石炭産業合理化に伴う炭鉱離職者対策、アメリカのドル防衛に伴う駐留軍離職者の就労対策、生活保護基準の引き上げ、中小企業への年末金融の大幅増額等々を強く要求したのであります。自民党と政府は数の力をもって、天の声、地の叫びであるわが党の要求を否決してしまつたことは、まことに遺憾にたえません。本院は衆議院における愚を再び繰り返すことなく、満場の諸君のわが党の要求に対する御賛成を強く期待し、私の反対討論を終わります。(拍手)

〇議長(松野鶴平君) 梶原茂嘉君。

〔梶原茂嘉君登壇、拍手〕

〇梶原茂嘉君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま上程されております昭和三十五年度補正予算案二件に対し、賛成の意を表明するものであります。

わが自由民主党は、過般の衆議院議員総選挙におきまして、長期的展望の

もとに、高度の経済成長を基盤として、国民所得の倍増を期し、これと表裏して、各層各部門間の所得格差の減少均衡をはかる新たな政策を提唱し、当面これが柱として、減税、公共投資の充実、社会保障制度の拡充等を公約いたしましたのであります。この政策は、国民多数の理解と多大の共鳴と熱心な支持をから得たのであります。このことは、総選挙の結果の明白に示すところであります。もとより、右の政策の本格的な具体化は来年度予算に待つものではあります。選挙直後のこの国会において提案せられました本補正予算案は、わが党の公約した線に沿いつつ、新政策の一端を実施するものであり、国民のわが党に対しての期待にこたえ得るものと確信いたします。

わが党の高度経済成長政策に関連し、社会、民社両党においても、その立場なり理念を異にしないとして、同じく高度経済成長の政策を提唱されましたことは、民主政治において一つの共通の場を展開したものであり、従前の野党の分配重点主義より一歩を進めたものとして、私は敬意を表するにやぶさかでないのであります。が、世間の一部には、保守党の政策で

あるがゆえに、またそれが自由主義を基調とするものであるがゆえに、わが党の経済成長政策を無意味なもの、あるいは貧富の開きをかえって大きくするものと断じ、各層、各部門の所得格差を拡大するものと結論づけまして本案を批判する論議があるのであります。これは依然古い觀念論にとらわれ、現実を目をおおるものであって、われわれのくみし得ないところでありま

す。
本補正予算案の問題の一つは、自然増収の把握すなわち歳入の見積もり方でありま。補正予算案の計上額は千五百十四億余円であつて、これはいまでもなく過去におきましてその例を見ない額でございます。これに関しまして、年度当初の歳入見積もりが過小であるとともに、今回の見積もり自体もまた過小であるとの批判があります。もとより歳入見積もりの適確を期しますことの肝要でありますことは、だれしも異論のないところであります。単に、自然増収の評価が過小であるという想定と、従つて支出計上額が過小であるという想定によつて本予算案に反対することは、多数国民をして納得せしめ得ることはできないと私は思うのであります。今回の財源にかくの

ごときゆとりを生じましたことは、本年度の経済の上昇が、国民の努力精進の結果、当初の想定を大幅に上回つたことに基因するものと判断することが妥当であらうと思ひます。国民各位の創意と努力に対し、私は深く感謝をいたしますとともに、私は、現在の段階において本案に計上されております歳入見積もりが適正であり、かつ妥当であることを信ずるものであります。

第二の問題は、補正予算の性格に関するものであります。補正予算は、財政法上おのずから補正予算としての性格のあることは、これは申すまでもありません。単に財源があるからというので、あるいは単に必要があるとか、好ましいというだけでそれらを織り込むことのできないことは、これは申すまでもありません。従つて、補正予算の性格にふさわしくない所論をもつて本予算案を批判することは、當を得ないものと考えます。しかしながら、経済成長の急速な速度のために、当初の予測を越えまして自然増収が増大し、従つてこれを財源とする補正予算のウェイトが著しく増大いたして参りました事情にかんがみまして、補正予算のあり方として、おのずからこれに弾力性を持たせて処理するということも、

私は適當な策と考えます。その意味において、今回の補正予算において、公立中学校の校舎の建造対策として、臨時に財政法の特例法を設け、本来通常予算において措置すべきものを補正予算において処理し得る道を開いたのであります。私は、今回の措置を是認し、賛意を表するものであります。

第三に、本予算案の主要なる内容についてであります。

その一つ、国家公務員等の給与改善につきましては、民間給与との開きを是正してその均衡をはかるため、大体において人事院の勧告を尊重しつつ、財政上でき得る限りの予算措置を講じたものであります。所得格差の是正に

一步を進め得たものと私は考えるのであります。私は、この機会に、行政の簡素化と能率の向上につきまして、政府が格段の努力を払うことを要望いたしますとともに、公務員各位も、公僕として一そう国民の期待に沿うよう、精進せられることを深く期待いたしますのであります。

その二は、災害復旧費であります。今回の補正は、千億津波その他の本年災のもののみならず、伊勢湾高潮対策を含めた過年度のものにわたるものであります。事業費の増高に対処し

て、その万全を期しつつ、災害復旧事業の促進をはからんとするものであります。数年来の災害復旧事業は、今回のこの措置によりまして、一そうその効果を期し得るものと考えます。

その三は、公立中学校の校舎整備費が追加計上されたことであります。これは、三十六年度進学の生徒数の急増に対処するための措置でありまして、

前段で述べたところでありますが、従来のごとく、当該年度の分は当該年度の予算で整備するといふ、あとから追いかけていくという方式を改めて、前向きに前進する姿勢をとつたことであります。文教政策上意義のあることと信ずるものであります。

その四は、社会保障関係費であります。生活保護費、児童保護費のうち、年末の一時金を計上していることは、歳末を目の前にいたしまして、これらの人々への福音であり、金額はたとへ十分でないといひましたが、私は、本補正案全体に潤いを与えるものと思ふのであります。

次に、財政投融资の面において、中小企業への年末金融対策をも考慮して、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工中金等に対し二百億円の投融资を行なうのであります。右のう

ち、商工中金に対しましては、産業投資特別会計からの二十億円の出資は、特に金利の引き下げを意図するものであります。今回の措置によりまして、来年一月より、これら中小企業の金融が、資金量の増大とともに、金利引き下げの一部が実現いたしますことは、中小企業の安定と向上の上に好影響をもたらすものと存じます。

最後に申し述べたいことは、給与所得の源泉徴収額の軽減を明年一月から実施することとなっているのであります。これは、わが党公約の来年度一千億円以上の減税の先駆をなすものであります。国民に明るい期待と希望を与えるものといひ得ると存じます。

以上、今回の補正予算案は、一面において財政上の原則を維持しながら、他面、高度経済成長政策を推進する明年度予算との関連を考慮しつつ、現在の時点における実情に即して編成されたものであります。きわめて緊要適切なものと考え、私は全面的に賛成の意を表明し、討論を終わることにいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 私は、民主社会党を代

表いたしました。一般の政治外交等の問題につきましては来たる通常国会において十分意見を述べることとし、今回は、政府提出の本年度一般会計予算並びに特別会計予算の補正二案に限定して、反対の討論を行ないたいと思います。

この予算案の第一の特徴は、租税の自然増収額が一千五百七十二億円も歳入補正として計上されているという点であります。この金額は本年度当初予算の歳入規模一兆五千六百九十六億円に対して一割に相当する巨額に上っているものであります。なるほど、本年の経済好況は、予想外に租税の自然増収があつて、歳入予算の補正を行なうに至つたことは、それ自体はまことにけつこうなことであります。しかしながら、政府の歳入推定額が当初予算に比べて一割も誤差を生じるような見積りも違いは、政府当局の国家財政に対する不適確さを示すものであります。今回の歳入補正額一千五百億円のうち、せめて五百億円だけでも当初予算に計上されておれば、本年度の社会保障は一そう前進し、農林漁業や中小企業政策の面でも、もっと充実したのではないかと思ふのであります。事実問題として、政府は今回の歳入補正に

おいて、公立中学校の校舎増設整備費を計上しているのではありませんが、これは当初予算において当然計上すべきであつたのであります。政府が本年度の租税自然増収を一千六百三十億円程度と説明した点につきましても、私は大きな疑念を持つておるのであります。大蔵省内部においてすら、最近の経済情勢をもつてすれば、年度末までには、さらに二、三百億円近くの増収があるとの見方をしている者もあるのではありません。すなわち、租税自然増収の総額は二千億円に達する見込みは十分にあるのであります。経済企画庁は、十二月十五日、第二回目の本年度経済情勢の見通しを発表いたしました。これによりますると、本年度の実質国民総生産の伸びは一〇・六％で、一月の閣議決定見通しである六・六％よりもさらに四割も大幅に上回つております。大蔵省が十二月一日に発表した一千六百三十億円という租税自然増の推算は、このような経済見通しの修正以前の作業でありまして、生きた政治の生きた資料とはいひ得ないのであります。

私も政府案に反対する第一の理由は、このような納得のいかなる租税自然増の見積りも、これに基礎を置く歳入予算の編成にあります。この案は、依然として官僚独善の財源秘密主義が根底に流れており、何らかの目的をもつてこれを備蓄しているのではないかとさえ思われるのであります。わが党は政府に対し、本年度歳入の自然増収を正確に国民に公開して、今回の補正財源とし、少なくとも二千億円を計上すべきであることを要求するものであります。

第二の理由としては、今回の政府案の特徴が、一千五百十四億一千六百万円の歳入補正のうち、公立中学校校舎整備費、産投会計への繰入金のごときは、財政法第二十九条の追加予算、予算の修正のいずれの項目にも該当しない項目を含んでいるという点であります。秘密に言うならば、現行財政法上では大きな疑義があると思ふのであります。私どもの見解をいたしましては、国の予算編成と執行の両面において、長期的な計画性を持たせていくためには、現行法の単年制度に再検討を加えるべきではないかと思ふのであります。それは、継続費や国庫債務負担行為という機能だけでなく、補正予算における「予算の追加」という法概念をもっと活用すべきであると思ふのであります。すなわち、租税の自然増収分

は、年度内に当初予算の補強として使用し得る範囲をきめるべきでありま。す。少なくとも、雇用機会の増加のため、また、社会保障制度や文教施設の拡充のためには、このような方針が許容されてしかるべきであると思ふのであります。私も、この意味において、政府が計上した公立中学校校舎整備費四十億円を支持し、さらに、これに公立高等学校校舎整備費、特に世間の人々から忘れられていた定時制高校校舎整備費として、三十億円を追加するよう要望いたします。

また、歳入補正は、必要経費の計上だけではなく、予算の修正という意味において、不急不用額の減額も当然行なうべきであります。毎年度二百億円内外の未使用残額を生じている防衛庁費は、本年度二千四百八十億円という、戦後最高額が計上されている事実にかんがみ、最小限度に見積つても二百億円程度の削減は可能であると思ふのであります。私も、この構想に立つて、歳入補正額は二千億円を計上し、政府案よりも四百二十七億円を増額して、歳入補正額は、政府案より二百億円を減額し、これによつて合計六百二十七億円をさらに歳入補正の新規増額に向け得ると考えるのであります。こ

の六百二十七億円を、第一に公務員給与改善において、人事院勧告通り五月一日にさかのほつて実施することにし、かつ、公務員職務最下級初任給を一万円に引き上げ、さらに期末手当については、民間給与との見合いにおいて、さらに〇・一九カ月分を増額すべきだと思ふのであります。これで歳入増加は三百二十億円となり、これの所得税へのはね返りが約三十二億円となるのであります。

第二に、災害関係費については、歳出項目が、いずれも緊急竣工を必要とする事業であり、かつ、被害甚大地域の事業でございますので、国庫負担率を三分の二以上、平均四分の三に引き上げて事業完成を促進し、かつ、地方財政の負担を軽減するよう要望いたします。これで歳入増加はさらに八十億円を要するのであります。

第三に、社会保障関係費については、不足額補てんだけではなく、低所得者対策費を積極的に増額し、まず公務員給与改善に準じて、日雇労働者の給与を一日平均五十円引き上げ、かつ、年末手当を四日分増額して十五日分に増額すること、並びに生活保護費については、年末に際しての一時扶助金を政府案よりも増額し、さらに対象

一四〇

を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年十二月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

――――

（小字及び――は衆議院修正）

行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案

行政機關職員定員法等の一部を改正する法律

（行政機關職員定員法の一部改正）

第一条 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府 本府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁 行政管理庁	二、二八三 二、六七八 二、三三九 二、三八八 七、六九四 七、六八六 一八八 四四四 四二二 一、〇〇二 九八二 一、六二六 一、六一七	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
北海道開発庁	五、八七三 六、一七六	
防衛庁		
本庁	一	
調達庁	二、七四六 二、七五二	
経済企画庁	四六〇 四五二	
科学技術庁	一、〇六一 一、〇八六	
計	二、三三九 二、三九五	

通産商業省	農 林 省				厚生省	文 部 省		大 蔵 省		外務省	法 務 省		
	本省	食糧庁	林野庁	水産庁	本省	計	文化財保護委員会	計	国稅庁	本省	計	公安審査委員会	司法試験管理委員会
特許庁 中小企業庁	一、九八四 一、〇五五 一三七人	二七、八七二 二七、八七二 二七、六三二 一、五七九 一、五五八人	二七、八七二 二七、八七二 二七、六三二 一、五七九 一、五五八人	二七、八七二 二七、八七二 二七、六三二 一、五七九 一、五五八人	四、五〇六 四、五〇六 四、五〇六 四、五〇六 四、五〇六人	六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六人	六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六人	六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六 六八、一六六人	七、一八八 七、一八八 七、一八八 七、一八八 七、一八八人	二、〇七六 二、〇七六 二、〇七六 二、〇七六 二、〇七六人	四、五〇六 四、五〇六 四、五〇六 四、五〇六 四、五〇六人	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇人	四、三、七〇五 四、三、七〇五 四、三、七〇五 四、三、七〇五 四、三、七〇五人
							うち六六、〇一四人は、 国立学校の職員とする。						うち一〇、六〇三人は、 検察庁の職員とする。

合 計	自 治 省		建設省	労 働 省		郵 政 省	運 輸 省			計
	計	消防庁	本省	計	中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	本省	計	海上保安庁 海難審判庁 気象庁	船舶労働委員会 捕獲審査再審査委員会	本省
六九四、四八二人	六九四、四八二人	四〇六人	一八、三三六 一八、三三六 一八、三三六 一八、三三六 一八、三三六人	二、三三六 二、三三六 二、三三六 二、三三六 二、三三六人	八五人 八五人 八五人 八五人 八五人	二、三三六 二、三三六 二、三三六 二、三三六 二、三三六人	二、三三六 二、三三六 二、三三六 二、三三六 二、三三六人	一、〇、九一五 一、〇、九一五 一、〇、九一五 一、〇、九一五 一、〇、九一五人	五四人 五四人 五四人 五四人 五四人	一、一、六五五 一、一、六五五 一、一、六五五 一、一、六五五 一、一、六五五人

(法制局設置法の一部改正)
 第二条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

第三條 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十二月二十二日 参議院會議録第八号 行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案外一件

第九條第六項中「十三人」を十四人に改める。
(国防會議の構成等に関する法律の一部改正)
第四條 国防會議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第八條第六項中「十四人」を十五人に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(暫定定員)

第二條 改正後の行政機關職員定員法(以下「新法」という。)第二條第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機關においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二條第二項に規定する定員に加えたものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

總理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十五年十二月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律

總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中皇居造営審議會の項を削り、同和对策審議會の項の次に次のように加える。

公營競技 調査会
内閣總理大臣の諮問に應じて競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議すること。

附則第四項中「皇居造営審議會は昭和三十五年三月三十一日まで」

を削り、「固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで」

の下に、「公營競技調査会は昭和三十六年九月三十日まで」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔吉江勝保君登壇、拍手〕

○吉江勝保君 ただいま議題となりました行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案外一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は衆議院において一部修正の上、当院に送付せられたものであります。

まず、政府原案の改正の要点を申し上げます。

第一に、行政機關職員定員法の一部を改正して、昭和三十五年度における各行政機關の事業予定計画に即応して必要やむを得ない事務の増加に伴い、八千八人を増加し、一方、業務の縮小に伴い九百八十三人を減少し、差引七

第三條 行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十五年五月十五日	八〇人
昭和三十六年五月十五日	四五人

に改める。

昭和三十五年五月十五日

八〇人

調達庁	昭和三十六年二月二十八日	三五人
厚生省本省	昭和三十六年五月十五日	四五人

千二千五百人の増員を行なわんとするものであります。その増員のおもなものは、科学技術の振興に伴うもの百九十人、登記事務の増加に伴うもの百四十二人、貿易振興による税関事務の増加に伴うもの百三十人、国立学校の学

年進行、学部の増設等に伴うもの九百七十七人、郵便取り扱い業務量の増加に伴うもの二千七百四十六人、電気通信施設の拡充に伴うもの二千十一人、公共事業の増大に伴うもの三百七十一人等であり、また減員のおもなるものは、駐留軍提供施設等の減少に伴うもの七十五人、アルコール工場の払い下げに伴うもの百十二人、電信電話業務を日本電信電話公社に移管することに伴うもの七百五十一人等であります。

第二に、法制局設置法の一部改正に おきましては、事務能率を高め、審査立案の成果の一その向上を期するた めに、参事官二人を増員して、長官、次長を除く職員の定員を六十人にいた そうとするものであります。

右の政府原案に対し、衆議院におきましては、地方自治法並びに関係法令 の分も含めて、定員外職員のうち五千 人の定員繰り入れの修正が行なわれま した。

内閣委員会は、小澤行政管理庁長 官、池田科学技術庁長官、大平内閣官 房長官、藤枝總理府総務長官その他関 係政府委員の出席を求めまして、本法 律案の審議に当たりましたが、その審 議の中心となつた問題は、定員外職 員のうち、その勤務の状況、職務の性 質等が定員内職員と何ら異ならない者 の定員繰り入れに関する問題と、目下 政府部内においては、三十六年度より

定員法を全面的に撤廃することを前提として、事務的に検討の段階にあると

のことであるが、この定員法撤廃が、

国会の審議権、公務員の数の規制、人

事管理等の見地より見て、適当であり

やいなやの点でありまして、定員外職

員の定員繰り入れの問題につきまして

は、小澤行政管理庁長官より、誠意を

もって善処する旨の答弁がありまし

た。なお、このほか、この法律案によ

り増員の予定されている各行政機関の

事務に関連して質疑応答が重ねられま

したが、その詳細は委員会会議録に譲

りたいと存じます。

本日の委員会において質疑を終わ

り、次いで討論に入りましてところ、

日本社会党を代表して横川委員より、

次の附帯決議案を付して原案に賛成の

旨の発言がありました。便宜、附帯決

議案を朗読いたします。

行政機関職員定員法等の一部を

改正する法律案に対する附帯決

議案

内閣委員会は、次の三点につき今

後政府が十分検討を加え適切な措置

をされることを強く要望する。

一、政府は本法により定員外職員

を定員に繰り入れるに当り、その者の

身分、職種のみによらず、その者の

在職期間の長短にも留意して選考せ

られたい。

二、本法により定員に繰り入れられ

なかつた残余の定員外職員について

も、政府は速かに検討を加え、その

定員内繰り入れが実現するよう予算上

及び立法上の措置を講ぜられたい。

三、郵政省に於ては、今回の改正

を以ても猶業務の滞滞を来す恐れが

あるので、政府は三十六年度に於て

速かに業務量に見合う合理的な定員

を確保し、以て業務の円滑な運営を

期するよう善処せられたい。

右決議する。

次いで、自由民主党を代表して村山

委員より、本法律案並びに附帯決議案

に賛成の旨の発言がありました。

かくて討論を終わり、本法律案を採

決いたしましたところ、全会一致を

もって原案通り可決すべきものと決定

いたしました。

次いで、横川委員提出の附帯決議案

について採決いたしましたところ、こ

れまた全会一致をもって本委員会の決

議とすることに決定いたしました。な

お、本附帯決議につき、小澤行政管理

庁長官より特に発言を求められ、本決

議は適切なものであり、政府はこれ

尊重して善処する旨の発言がありまし

た。

次に、総理府設置法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

まず、本法律案のおもな改正点を申

上げますと、総理府にその付属機関

として、新たに、内閣総理大臣の諮問

に応じて、公営競技に関する現行制度

に検討を加え、関係諸問題を調査審議

するため、公営競技調査会を設置し、

また、昭和三十四年四月に総理府に付

属機関として設置された皇居造営審議

会は、昭和三十五年三月三十一日を

もってその存続期間が終了し、また、そ

の調査審議も終了するに至つたので、

ここにあわせてこれに関する規定を削

除することの二点であります。

内閣委員会は、小澤行政管理庁長

官、藤枝総理府総務長官その他関係政

府委員の出席を求めまして、本法律案

の審議に当たりましたが、その審議に

おいて、各種審議会、調査会等の設置

に関する政府の方針、公営競技の存否

に対する政府の態度、公営競技と地方

財政等との関係、委員の人数、皇居造

営審議会の運用状況等の諸点につき質

疑応答が重ねられました。その詳細

は委員会会議録に譲りたいと存じま

本日の委員会において質疑を終わ

り、討論もなく、よって直ちに本法律

案を採決いたしましたところ、全会一

致をもって原案通り可決すべきものと

決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部の問題に供します。両案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よって両案は全会一致をもって

可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

大蔵委員長報告にかかる、厚生年金

還元融資による勤労者住宅建設促進の

請願外十三件の請願を一括して議題と

することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。まず委員長長の報告を求めます。

大蔵委員長長杉山昌作君。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

厚生年金還元融資による勤労者住宅

建設促進の請願

たばこ販売手数料引上げに関する請

願(十件)

爆沈した大神丸の損害補償に関する

請願(二件)

葉たばこ収納価格引上げ等に関する

請願

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 ただいま上程せられま

した請願十四件につきまして、審査の

結果を御報告申し上げます。

請願第六十四号は、厚生年金掛金の

還元融資による勤労者住宅建設促進を

求めるものであり、請願第九十三号

は、たばこ小売人の手数料引き上げを

求めるものであり、請願第六十二号

外一件は、昭和二十年進駐軍の指示に

よる爆薬処理中に爆沈いたしました大

神丸の損害補償を国に対して求めるも

のであり、請願第八十六号は、葉た

ばこ収納価格の引き上げを求めるもの

であります。が、委員会においては、

慎重審議の結果、いずれもその願意お

おむね妥当なものと認め、議院の会議

に付し、内閣に送付すべきものと決定

いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十三年十二月二十二日 参議院會議録第八号

議事日程追加の件 水資源開発関係予算に関する請願外四件の請願 議事日程追加の件 軍人恩給の加算制復元に
関する請願外二十四件の請願 参議院事務局職員定員規定の一部改正に関する件

一四四

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

商工委員長報告にかかる水資源開発関係予算に関する請願外四件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長御木亨弘君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

水資源開発関係予算に関する請願
新潟市に東北電力火力発電所建設の請願

消費者物価値上り防止に関する請願(二件)

四国地方開発事業費国庫補助等増額に関する請願

〔御木亨弘君登壇、拍手〕

○御木亨弘君 ただいま議題となりました五件の請願について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

商工委員会におきましては、付託された九件の請願について慎重に審査した結果、第四号、水資源開発関係予算に関する請願、第十五号、新潟市に東北電力火力発電所建設の請願、第二百号、四国地方開発事業費国庫補助等増額に関する請願は、いずれも願意を妥当なものとして認め、採択し、また、第六十一号及び第七十四号、消費者物価値上り防止に関する請願については、部分的には若干の問題もありましたが、その趣旨をおおむね妥当なものとして認め、採択し、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り

採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

内閣委員長報告にかかる、軍人恩給の加算制復元に関する請願外二十四件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

軍人恩給の加算制復元に関する請願

傷病者の増加恩給等正正に関する請願(二件)

軍人恩給引上げ等に関する請願

滋賀県の寒冷地手当に関する請願
公務員の寒冷地手当等に関する請願(二件)

山形県西置賜郡の寒冷地手当に関する請願

国家公務員の寒冷地手当に関する請願

福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願

福島県小野町の寒冷地手当に関する請願(二件)

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願(五件)

兵庫県但馬町の寒冷地手当に関する請願(四件)

兵庫県浜坂町の寒冷地手当に関する請願

元日赤救護班員の従軍期間を公的年金の基礎年限に算入するの請願
広島県呉市東小坪に米軍弾薬荷揚場設置反対の請願
愛知県小牧飛行場の騒音防止に関する請願

〔吉江勝保君登壇、拍手〕

○吉江勝保君 ただいま議題となりました請願二十五件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

内閣委員会は、当委員会に付託せられた請願二十七件を審査いたしました結果、そのうち、恩給関係の請願

四件、公務員の寒冷地手当等の請願十八件、共済組合関係の請願一件、防衛関係の請願二件、以上二十五件は、いずれもその願意をおおむね妥当なものとして認め、院議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

本件につきまして、議長は、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を立案いたしました。あらかじめ議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会においては異議がない旨の決定がございました。本規程案は、議席に配布いたしました通りでございます。

参議院事務局職員定員規程の一
部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和
三十三年三月三十一日議決)の一部
を次のように改正する。

第一条中「千五十三人」を「千六十
五人」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十五年十二月
二十二日から施行する。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより本規程案の採決をい
たします。

本規程案全部を問題に供します。本
規程案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よって本規程案は全会一致を
もって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ
ます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の案件について継続
審査の要求書が提出された。
社会労働委員会

一、国民年金法中福祉年金の特別
の支給に係る規定を除きその他
の規定の施行の延期等に関する
法律案(参第一号)

議員運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運
営に関する件

本日委員長から左の調査について継続
調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員
制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関す
る調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する
調査

社会労働委員会

一、社会保障制度に関する調査
一、労働情勢に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査
一、経済の自立と発展に関する調
査

運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査

通信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の
運営並びに電波に関する調査

建設委員会
一、建設事業並びに建設諸計画に
関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産
の管理に関する調査

○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、
委員会の審査及び調査を閉会中も継
続するの件を議題とすることに御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。

本件は、ただいま報告いたしました

各委員長要求の通り決することに御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よって本件は各委員長要求の
通り決しました。

これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君 牛田 寛君
村山 道雄君 谷口 慶吉君
森 八三三君 柏原 ヤス君
小平 芳平君 島島徳次郎君
田中 清一君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 原島 宏治君
稲浦 鹿蔵君 横山 フク君
大竹平八郎君 中尾 辰義君
白木義一郎君 前田 久吉君
白井 勇君 下村 定君
吉江 勝保君 奥 むめお君
常岡 一郎君 竹中 恒夫君
岩沢 忠恭君 苦米地英俊君
野本 品吉君 三木興吉郎君
高瀬莊太郎君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 市川 房枝君
館 哲二君 村松 久義君

堀 末治君 藤野 繁雄君
村上 義一君 大谷 肇潤君
北條 尚八君 辻 政信君
千田 正君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六君 杉原 荒太君
野上 進君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 鍋島 直昭君
岸田 幸雄君 北島 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 仲原 善一君
鈴木 万平君 手島 栄君
大谷藤之助君 佐藤 芳男君
松野 幸一君 柴田 栄君
中野 文門君 増原 恵吉君
平島 敏夫君 小幡 治和君
山本 利壽君 勝保 稔君
前田佳都男君 秋山俊一郎君
上原 正吉君 岡崎 真一君
武藤 常介君 田中 啓一君
宮澤 喜一君 杉浦 武雄君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
近藤 鶴代君 紅露 みつ君
小山邦太郎君 木内 四郎君
斎藤 昇君 吉武 恵市君
永野 護君 林屋亀次郎君
小林 英三君 寺尾 豊君
野村吉三郎君 田中 茂穂君

昭和三十三年十二月二十二日 参議院會議録第八号

江藤 智君	西田 信一君	岡村文四郎君	森 元治郎君	松浦 清一君	阿部 竹松君	法務政務次官	古川 丈吉君
石谷 憲男君	村上 春藏君	鈴木 壽君	大河原一次君	松澤 兼人君	佐多 忠隆君	大蔵政務次官	田中 茂穂君
鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君	伊藤 顯道君	木下 友敬君	田中 一君	重盛 壽治君	文部政務次官	綱瀬 彌三君
赤間 文三君	青田源太郎君	平林 剛君	大谷 賛雄君	村尾 重雄君	千葉 信君	郵政政務次官	森山 欽司君
堀本 宜実君	松村 秀逸君	重政 庸徳君	阿具根 登君	久保 等君	吉田 法晴君	自治政務次官	渡海元三郎君
井川 伊平君	上林 忠次君	大和 与一君	近藤 信一君	羽生 三七君	栗山 良夫君		
塩見 俊二君	後藤 義隆君	占部 秀男君	大倉 精一君	内村 清次君	山田 節男君		
梶原 茂嘉君	高野 一夫君	矢嶋 三義君	高橋進太郎君	赤松 常子君	棚橋 小虎君		
鈴木 恭一君	河野 謙三君	石原幹市郎君	江田 三郎君	内閣総理大臣			
大川 光三君	佐野 廣君	中田 吉雄君	荒木正三郎君	内閣総理大臣	池田 勇人君		
松平 勇雄君	山本 米治君	小酒井義男君	高田なほ子君	法務大臣	植木庚子郎君		
小林 武治君	劔木 亨弘君	光村 甚助君	湯澤三千男君	外務大臣	小坂善太郎君		
青柳 秀夫君	井上 清一君	井野 碩哉君	植竹 春彦君	大蔵大臣	水田三喜男君		
加藤 武徳君	小沢久太郎君	藤原 道子君	野溝 勝君	文部大臣	荒木萬壽夫君		
小柳 牧衛君	谷口弥三郎君	清澤 俊英君	木村禧八郎君	厚生大臣	古井 喜實君		
安井 謙君	木暮武太夫君	加藤シヅエ君	岡 三郎君	農林大臣	周東 英雄君		
迫水 久常君	西川甚五郎君	岩間 正男君	須藤 五郎君	通商産業大臣	椎名悦三郎君		
重宗 雄三君	郡 祐一君	山本伊三郎君	武内 五郎君	運輸大臣	木暮武太夫君		
草葉 隆圓君	一松 定吉君	小柳 勇君	大矢 正君	郵政大臣	小金 義照君		
青木 一男君	鹿島守之助君	永末 英一君	基 政七君	労働大臣	石田 博英君		
木村篤太郎君	津島 壽一君	藤田藤太郎君	松永 忠二君	建設大臣	中村 梅吉君		
野田 俊作君	大泉 寛三君	田上 松衛君	田畑 金光君	自治大臣	安井 謙君		
大森 創造君	豊瀬 禎一君	秋山 長造君	永岡 光治君	国務大臣	池田正之輔君		
鶴園 哲夫君	野上 元君	藤田 進君	加瀬 完君	国務大臣	小澤佐重喜君		
米田 勲君	中村 順造君	片岡 文重君	相馬 助治君	国務大臣	迫水 久常君		
安田 敏雄君	千葉千代世君	向井 長年君	椿 繁夫君	国務大臣	西村 直己君		
森中 守義君	北村 暢君	山口 重彦君	小笠原二三男君	政府委員			
横川 正市君	鈴木 強君	成瀬 幡治君	小林 孝平君	内閣官房長官	大平 正芳君		
坂本 昭君	最上 英子君	天田 勝正君	東 隆君	総理府総務長官	藤枝 泉介君		

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十四円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三二(三線) 郵政省